

連合岐阜発第268号
2025年3月3日

岐阜労働局長
原田浩一様

日本労働組合総連合会
岐阜県連合会(連合岐阜)
会長 筒井和浩

2025年度特定(産業別)最低賃金改定の意向表明について

貴職におかれましては、日夜労働行政遂行のためご尽力されていることに対し、敬意を表します。

さて、2025年度の特定(産業別)最低賃金の金額改正に係る意向表明を次のとおり行います。

記

1. 金額改正

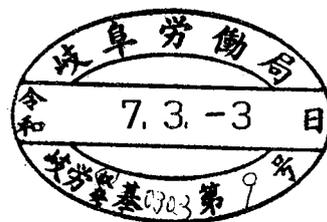
- (1) 岐阜県電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- (2) 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金
- (3) 岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金

2. 新設

なし

3. 適用労働者の範囲

- (1) 地域：岐阜県内
- (2) 「意向表明産業・業種」を営む事業所に雇用される基幹的労働者。
意向表明産業別最低賃金は、下記のものについては適用を除外し、岐阜県最低賃金を適用する。
 - ① 18歳未満又は65歳以上の者。
 - ② 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者。
 - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。



以上

特定(産業別)最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

(令和6年12月1日現在)

区分 最低賃金の件名	適用産業分類	適用使用者数	適用労働者数	申出必要者数 (1/3)
岐阜県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金	E28	368	13,683	4,561
	E29(E294を除く)			
	E30			
岐阜県自動車・同附属品 製造業最低賃金	E311	317	17,631	5,877
岐阜県航空機・同附属品 製造業最低賃金	E314	70	6,361	2,120

※ 令和3年経済センサス活動調査結果を基に岐阜労働局労働基準部賃金室において推計したものを。

令和7年度岐阜地方最低賃金審議会 審議方針（案）

令和7年3月18日

岐阜地方最低賃金審議会は、下記事項に留意し審議を行うものとする。

記

- 1 諮問に係る改正審議に当たっては、専門部会を設置して調査審議を行う。
審議会委員は、専門部会委員の選任について、関係団体が公示期限までに推薦できるように協力するものとする。
- 2 令和7年度において諮問された岐阜県最低賃金については、令和7年10月1日の発効を目途とし、審議の促進に努力する。
- 3 特定最低賃金は、岐阜県全域において適用する。
特定最低賃金の改正等の必要性に係る調査審議については、審議会で行う。
改正等の決定については、全会一致の議決となるよう努める。
- 4 特定最低賃金については、原則として、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、専門部会の決議をもって審議会の決議とするが、専門部会において全会一致で議決されなかった場合には、審議会で決議するものとする。
- 5 令和7年度において諮問された特定最低賃金については、一括して令和7年12月21日の発効を目途とし、審議の促進に努力する。
ただし、新設申出業種については、当該申出の取扱いが決定された時点において、別途協議するものとする。

(注)下線は変更箇所

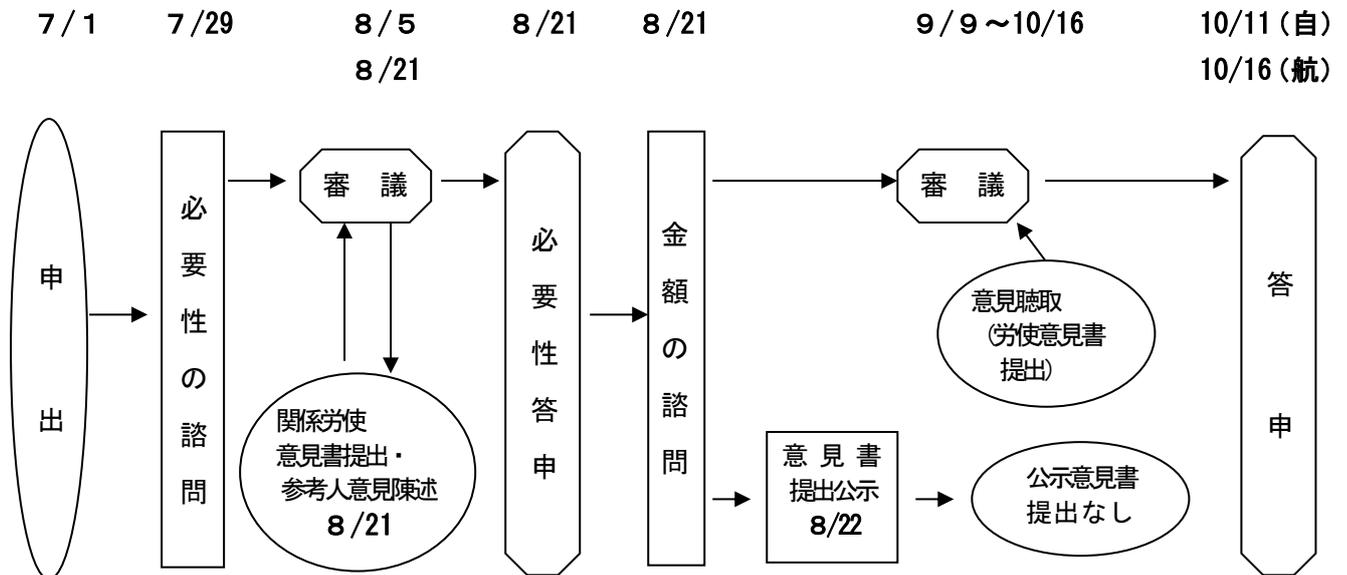
令和7年5月～9月審議会・専門部会等日程(案)

5月		6月		7月		8月		9月		10月	
1(木)	1(日)	1(火)	1(日)	1(火)	1(金)	1(月)	1(金)	1(月)	1(水)	1(水)	県最賃発効
2(金)	2(月)	2(水)	2(月)	2(水)	2(土)	2(火)	2(土)	2(火)	2(木)	2(木)	
3(土)	3(火)	3(木)	3(火)	3(木)	3(日)	3(水)	3(日)	3(水)	3(金)	3(金)	
4(日)	4(水)	4(金)	4(水)	4(金)	4(月)	4(木)	4(月)	4(木)	4(土)	4(土)	
5(月)	5(木)	5(土)	5(木)	5(土)	5(火)	5(金)	5(火)	5(金)	5(日)	5(日)	
6(火)	6(金)	6(日)	6(金)	6(日)	6(水)	6(水)	6(水)	6(土)	6(月)	6(月)	
7(水)	7(土)	7(月)	7(土)	7(月)	7(木)	7(木)	7(木)	7(日)	7(火)	7(火)	
8(木)	8(日)	8(火)	8(日)	8(火)	8(金)	8(金)	8(金)	8(月)	8(水)	8(水)	
9(金)	9(月)	9(水)	9(月)	9(水)	9(土)	9(土)	9(土)	9(火)	9(木)	9(木)	
10(土)	10(火)	10(木)	10(火)	10(木)	10(日)	10(日)	10(日)	10(水)	10(金)	10(金)	
11(日)	11(水)	11(金)	11(水)	11(金)	11(月)	11(月)	11(月)	11(木)	11(土)	11(土)	
12(月)	12(木)	12(土)	12(木)	12(土)	12(火)	12(火)	12(火)	12(金)	12(日)	12(日)	
13(火)	13(金)	13(日)	13(金)	13(日)	13(水)	13(水)	13(水)	13(土)	13(月)	13(月)	スポーツの日
14(水)	14(土)	14(月)	14(土)	14(月)	14(木)	14(木)	14(木)	14(日)	14(火)	14(火)	
15(木)	15(日)	15(火)	15(日)	15(火)	15(金)	15(金)	15(金)	15(月)	15(水)	15(水)	
16(金)	16(月)	16(水)	16(月)	16(水)	16(土)	16(土)	16(土)	16(火)	16(木)	16(木)	
17(土)	17(火)	17(木)	17(火)	17(木)	17(日)	17(日)	17(日)	17(水)	17(金)	17(金)	
18(日)	18(水)	18(金)	18(水)	18(金)	18(月)	18(月)	18(月)	18(木)	18(土)	18(土)	
19(月)	19(木)	19(土)	19(木)	19(土)	19(火)	19(火)	19(火)	19(金)	19(日)	19(日)	
20(火)	20(金)	20(日)	20(金)	20(日)	20(水)	20(水)	20(水)	20(土)	20(月)	20(月)	
21(水)	21(土)	21(月)	21(土)	21(月)	21(木)	21(木)	21(木)	21(日)	21(火)	21(火)	
22(木)	22(日)	22(火)	22(日)	22(火)	22(金)	22(金)	22(金)	22(月)	22(水)	22(水)	
23(金)	23(月)	23(水)	23(月)	23(水)	23(土)	23(土)	23(土)	23(火)	23(木)	23(木)	
24(土)	24(火)	24(木)	24(火)	24(木)	24(日)	24(日)	24(日)	24(水)	24(金)	24(金)	
25(日)	25(水)	25(金)	25(水)	25(金)	25(月)	25(月)	25(月)	25(木)	25(土)	25(土)	
26(月)	26(木)	26(土)	26(木)	26(土)	26(火)	26(火)	26(火)	26(金)	26(日)	26(日)	
27(火)	27(金)	27(日)	27(金)	27(日)	27(水)	27(水)	27(水)	27(土)	27(月)	27(月)	
28(水)	28(土)	28(月)	28(土)	28(月)	28(木)	28(木)	28(木)	28(日)	28(火)	28(火)	
29(木)	29(日)	29(火)	29(日)	29(火)	29(金)	29(金)	29(金)	29(月)	29(水)	29(水)	
30(金)	30(月)	30(水)	30(月)	30(水)	30(土)	30(土)	30(土)	30(火)	30(木)	30(木)	
31(土)	31(火)	31(木)	31(火)	31(木)	31(日)	31(日)	31(日)	31(水)	31(金)	31(金)	

令和7年5月～9月日程一覧(案)

日程	開催時刻	会議名	議題
5月13日(火)	14:00	第487回本審	会長・運小委員選出、運営規定等確認
7月1日(火)	14:00	第488回本審	県最賃諮問、特賃必要性諮問
7月30日(水)	9:30	第489回本審	県最賃意見陳述、目安伝達
7月30日(水)	11:00	第1回専門部会	県最賃審議
7月31日(木)	13:30	第2回専門部会	県最賃審議
8月1日(金)	13:30	第3回専門部会	県最賃審議
8月4日(月)	13:30	(専門部会予備日)	同上
8月5日(火)	9:30	第4回専門部会	県最賃審議
8月5日(火)	11:00	第490回本審	県最賃答申
8月21日(木)	9:30	第491回本審	県最賃異議答申、特賃意見陳述、同必要性答申、同金額諮問
9月16日(火)	14:00	特賃合同専門部会	部会長選出、運営規定確認

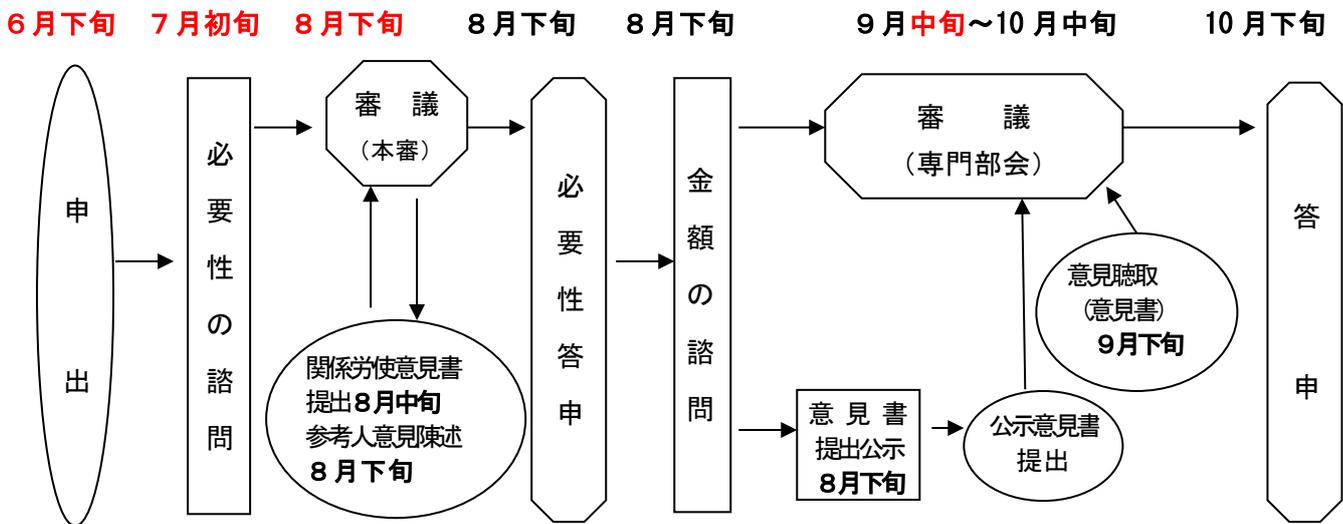
特定最低賃金の審議の流れ（令和6年度）



令和6年度審議経過

会議（議題）	審議内容	意見書
7月29日 本審 （県最賃目安伝達・特賃改正 必要性諮問）	・ 必要性諮問 ・ 必要性有無に関して労使とも意見 表明なし。	・ 意見書提出なし
8月5日 本審 （県最賃答申・特賃改正 必要性答申）	・ 必要性有無に係る審議 （自動車：労使あり） （電機：労あり、使なし） （航空機：労あり、使なし） 継続審議となる。	・ 必要性に係る意見書 航空機：労使提出
8月21日 本審 （県最賃異議審・ 特賃改正必要性答申・ 特賃金額改正諮問）	・ 必要性有無に係る審議【参考人意見 陳述実施：電機（労使各1名）、航空 機（労側1名、使側2名）】 ・ 自動車・航空機は必要性あり、電機 は必要性なしの答申。同答申を受け 2業種の金額改正が諮問された。	・ 必要性に係る意見書 自動車：労使提出 電機：労使提出 航空機：労使提出 （航空機は8/5と同じ 意見書）
9月9日 特賃合同専門部会 （金額改正審議）	・ 部会長、部会長代理の選任 ・ 運営規程の審議、資料説明	・ 意見書提出なし
第2回特賃専門部会 10/3～7 （金額改正審議） 第3回特賃専門部会 10/11～16 （金額改正審議）	・ 金額改正審議（二者協議） 10/11 自動車答申（1,057円） 10/16 航空機答申（1,049円）	・ 金額改正に係る 意見書 自動車：労使提出 航空機：労使提出

特定最低賃金の審議の流れ（令和7年度（案））



令和7年度審議日程

会議（議題）	審議内容	意見聴取等
7月初旬 本審（特賃改正必要性諮問）	・ 必要性諮問（各業種）	・ 労使双方は8月中旬頃（期限指定）までに改正必要性に係る意見書を提出することに加えて、参考人聴取意見聴取を希望する場合は事務局へ申出する。
8月下旬 本審（特賃改正必要性答申・特賃金額改正諮問）	・ 必要性有無に係る審議（各業種） ・ 必要性有無に係る答申（各業種） ・ 金額改正に係る諮問（各業種）	・ 必要性有無に係る意見書朗読（事務局） ・ 必要性有無に係る参考人意見陳述（希望する場合のみ）
9月中旬 特賃合同専門部会（金額改正審議）	・ 部会長、部会長代理の選任 ・ 運営規程の審議、資料説明	・ 労使双方は9月下旬（期限指定）までに金額改正に係る意見書を提出する。
10月上旬～10月中旬 特賃専門部会（金額改正審議）	・ 金額改正審議（各業種） ・ 金額改正に係る答申（全会一致の場合）	・ 金額改正に係る意見書朗読（事務局）

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

(地域別最低賃金)

※10月1日(水)発効とするためには、8月5日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(金)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月2日(土)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月3日(日)		8月18日(月)		8月28日(木)		9月27日(土)
8月4日(月)		8月19日(火)		8月29日(金)		9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)
8月20日(水)		9月4日(木)		9月17日(水)		10月17日(金)
8月21日(木)		9月5日(金)		9月18日(木)		10月18日(土)
8月22日(金)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月23日(土)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月24日(日)		9月8日(月)		9月19日(金)		10月19日(日)
8月25日(月)		9月9日(火)		9月22日(月)		10月22日(水)
8月26日(火)		9月10日(水)		9月24日(水)		10月24日(金)
8月27日(水)		9月11日(木)		9月25日(木)		10月25日(土)
8月28日(木)		9月12日(金)		9月26日(金)		10月26日(日)
8月29日(金)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月30日(土)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)
8月31日(日)		9月16日(火)		9月29日(月)		10月29日(水)

令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

(特定(産業別)最低賃金)

※12月21日(日)発効とするためには、10月23日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(水)		10月16日(木)		10月30日(木)		11月29日(土)
10月2日(木)		10月17日(金)		10月31日(金)		11月30日(日)
10月3日(金)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月4日(土)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月5日(日)		10月20日(月)		11月4日(火)		12月4日(木)
10月6日(月)		10月21日(火)		11月5日(水)		12月5日(金)
10月7日(火)		10月22日(水)		11月6日(木)		12月6日(土)
10月8日(水)		10月23日(木)		11月7日(金)		12月7日(日)
10月9日(木)		10月24日(金)		11月10日(月)		12月10日(水)
10月10日(金)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月11日(土)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月12日(日)		10月27日(月)		11月11日(火)		12月11日(木)
10月13日(月)		10月28日(火)		11月12日(水)		12月12日(金)
10月14日(火)		10月29日(水)		11月13日(木)		12月13日(土)
10月15日(水)		10月30日(木)		11月14日(金)		12月14日(日)
10月16日(木)		10月31日(金)		11月17日(月)		12月17日(水)
10月17日(金)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月18日(土)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月19日(日)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月20日(月)		11月4日(火)		11月18日(火)		12月18日(木)
10月21日(火)		11月5日(水)		11月19日(水)		12月19日(金)
10月22日(水)		11月6日(木)		11月20日(木)		12月20日(土)
10月23日(木)		11月7日(金)		11月21日(金)		12月21日(日)
10月24日(金)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月25日(土)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月26日(日)		11月10日(月)		11月25日(火)		12月25日(木)
10月27日(月)		11月11日(火)		11月26日(水)		12月26日(金)
10月28日(火)		11月12日(水)		11月27日(木)		12月27日(土)
10月29日(水)		11月13日(木)		11月28日(金)		12月28日(日)
10月30日(木)		11月14日(金)		12月1日(月)		12月31日(水)
10月31日(金)		11月17日(月)		12月2日(火)		1月1日(木)

令和7年2月6日

岐阜地方最低賃金審議会 審議会長 様

岐阜県弁護士会
会長 武藤 玲央 様



会長声明の送付について

この度、当会では常議員会の議を経て、下記会長声明を発表しましたのでご送付いたします。

1. 最低賃金の更なる大幅な引き上げと地域間格差の是正を求める会長声明



最低賃金の更なる大幅な引き上げと地域間格差の是正を求める会長声明

- 1 岐阜県の最低賃金は、現在 1001 円であり、昨年から 51 円と最低賃金が時間額に一本化された平成 23 年以降最大額の引き上げがなされた。

もともと、かかる最低賃金では、フルタイム労働（1 日 8 時間、月 22 日）をしても、総支給額で月額 17 万 6176 円、年で 211 万 4112 円にしかならない。

これは一般にワーキングプアの指標とされる年収 200 万円をわずかに超える水準であり、十分な額とは到底言えない。

特に近年は、世界的な情勢不安や、円安に加え、これまで長きにわたりタブー視され、抑制されてきた価格転嫁が相次ぎ、記録的な物価上昇が継続しており、賃金の上昇が物価上昇に追いついていないと度々報じられている。気候などによる影響が大きいとして、一般的には消費者物価指数に加味されない生鮮食料品も高止まりが続いており、令和 6 年夏以降は主食であるコメの価格も高止まりするなど、低所得者の生活は極めて厳しいものとなっている。

そもそもわが国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資することを目的としている（最低賃金法 1 条）。

この点、衆議院選挙を受けて発足した第 2 次石破内閣が令和 6 年 11 月 22 日に閣議決定した総合経済政策においては、「物価上昇を上回る賃金上昇の普及、定着」を謳い、「2020 年代に最賃の全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続」と明示され、これまでの政府目標を上回るピッチで最低賃金の引き上げを行うことが掲げられた。

労働者の生活の安定に資するため、かかる総合経済政策を踏まえ、引き続き大幅な最低賃金の引き上げがなされるべきである。

- 2 もちろん、引き続き最低賃金を大幅に引き上げることで、特に中小企業の経営に大きな影響を与えることが予想される。最低賃金の引上げについては、「通常の事業の賃金支払能力」（同法 9 条 2 項）の観点も忘れてはならない。

令和 6 年には全国加重平均で 51 円増という過去最大の最低賃金の引き上げがなされたが、前記総合経済対策が掲げる 2020 年代での最低賃金の全国平均 1500 円達成のためには、単純計算で、これを大きく上回る毎年約 90 円の引き上げを 5 年間継続する必要がある。

企業の大部分を占める中小企業においても、最低賃金の大幅な引き上げに対応できるだけの賃金支払能力確保は急務である。

この点、前記総合経済対策では、賃金上昇のための取り組み例として、「価格転嫁等の取引適正化の推進」「省力化・デジタル化投資の促進による生産性の向上」「人材・経営の基盤整備」の3つの柱が掲げられており、国会及び内閣には、これを強く後押し、中小企業が最低賃金の大幅引き上げに十分に対応できる政策の策定と実施を求める。

また、所謂年収の壁の引上げ議論の結果、社会保険料の企業負担が増すことも想定されるが、賃金支払能力確保のため、中小企業を中心に社会保険料の企業負担分を減免するなどの特例措置も検討されるべきである。

加えて、岐阜県においても、独自の価格転嫁適正化策や、生産性向上支援策などの構築を検討し、企業の賃金支払能力向上を後押しすることを期待する。

なお、岩手県では令和5年度に最低賃金が39円引き上げられた際、令和6年9月30日までに時給50円以上の賃上げを行った中小企業等を対象に従業員1名あたり5万円（最大20名分）を支給する物価高騰対策賃上げ支援金の制度を創設しており、岐阜県でも参考にされたい。

3 最低賃金の地域間格差も座視できない問題である。

法が地域別最低賃金制度を採用する根拠については、「労働者の生計費や賃金等地域に応じて経済状況が異なり、全国一律の額として決定することが不合理である」からとされている。

そして、地域別最低賃金については、生計費が都市部では高く、地方では低いとの考え方の下、地域間格差が拡大する方向での引き上げが続けられてきた。

その結果、岐阜県の最低賃金も、平成23年には668円と全国加重平均から+5円（100.75%）、愛知県から-13円（98.09%）という状況であったが、現在は全国加重平均から-54円（94.88%）、愛知県からは-76円（92.94%）となり、20年余りの間に大きく格差が拡大した。

しかし、現行法の大枠が定められた昭和43年の法改正から既に50年以上が経過し、グローバル経済化や、地方都市にも全国規模のチェーン店が多数展開するなど、経済状況は大きく変化した。そのため、法的前提が今なお当てはまるか否かについては、再考が必要である。

この点、生計費については、労働組合[1][2]や研究者[3]による調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないとの指摘もされている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、利用できる公共交通機関が乏しく、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にあると分析されている。

また、最低賃金の地域間格差の存在は、労働人口の流出の強い動機付けとなるものである。今後も地域間格差が拡大すれば、賃金の高い都市部に人口流出が続き、地方での人口減少、地域経済の衰退をもたらす。近年の最低賃金の引き上げについて、これまで低額であった地域が、中央最低賃金審議会の目安を大幅に超える引き上げを行う動きが続いているほか、今年度はすべてのランクで50円引き上げという答申に対し、Cランクの地域を中心に過半数を超える27県がこれを上回る引き上げを実施し、特に徳島県では、84円という大幅な引き上げが実施された。このような動きは、最低賃金の地域間格差の存在についての強い警戒感のあらわれとみることができる。

特に、最低賃金は平成28年以降、コロナ禍の令和2年を除いて全国加重平均で毎年3%以上の引き上げが続けられているが、これは平均賃金の伸び率を大きく上回っている。このことは、最低賃金の上昇により、近年最低賃金近傍で稼働するものの数が増加傾向にあることを示している。すなわち、最低賃金の地域間格差が、これまで以上の影響力を及ぼし始めているといえる。最低賃金の地域間格差は、最早座視できない問題である。

これらの事情に鑑みると、地域間格差の存在を前提とすべきか否かの観点をも含め、最低賃金制度についての抜本的な議論がなされるべきである。

そして、前記生計費についての指摘や、地域間格差是正に取り組む地域の実情に鑑みれば、全国一律の最低賃金制度へと変更されるべきである[4]。

国会には、地域別最低賃金制度を設けている最低賃金法を改正し、全国一律の最低賃金制度への移行について活発な議論を求める。

4 もっとも、全国一律の最低賃金制度への変更には、法改正も伴うため、その実現までには時間を要することが見込まれる。

そのため、まずは現行制度の枠内において、地域間格差の縮小が図られるべきである。

この点、令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(以下「骨太方針2024」と言う。)において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」と明記され、地域間格差是正が期待された。

しかし、本年度の中央最低賃金審議会の答申はすべてのランクに対し50円の引上げを目安とするものであり、積極的に格差是正をけん引するものとはならなかった。

前記のとおりCランクの地域を中心に、過半数を超える27の県が中央最低賃金審議会の答申を上回る決定をした結果、全国加重平均で51円増と中央最低賃金審議会の答申を1円上回ったが、全国的な格差解消には到底及んでいない(最大で212円)。

岐阜県でも、答申を1円超える引き上げを実施したが、格差の解消はごくわずかにとどまっている。

岐阜県人口動態統計調査結果によれば、平成24年度以降12年連続で転出超過先第1位が愛知県となり続けていることや、「職業上」による20代の転出超過が多いことなどが指摘され続けている。隣県であり、岐阜県の人口密集地帯からのアクセスが極めてよい愛知県との格差が拡大することは、労働力や労働人口の流出を招き、ひいては地域経済の活力を失わせることにもなりかねない。

地域経済活性化の観点からも、最低賃金の地域間格差是正は急務である。

- 5 以上のことを踏まえ、当会は、岐阜県の地域別最低賃金を大幅に引上げ、物価の急上昇に苦しむ労働者の健康で文化的な生活を確保するとともに、最低賃金の地域間格差を是正し、地域経済の健全な発展を促すことを求める。

2025(令和7)年2月5日

岐阜県弁護士会

会長 武藤 玲央奈

[1] 2017 連合リビングウェイジ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準～

[2] 全国労働組合総連合 「最低賃金」と「生計費」が5分でわかる！全国一律の最低賃金1,500円を勝ち取って格差解消＆「普通の暮らし」の実現へ！

<https://www.zenroren.gr.jp/jp/saichinchecker/lp.php>

[3] 中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授作成（最低生計費調査の結果一覧）

[4] 日本弁護士連合会 全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書

https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2020/200220_2.html

「中小企業における 最低賃金の影響に関する調査」

25

集計結果

- 調査概要 1
- 集計結果の主なポイント 2
- 1. 今年度の最低賃金引上げについて 3～13
- 2. 最低賃金の政府目標について 14～20
- (参考資料) 業種別集計 21～27

資料 9

2025年3月5日
日本商工会議所・東京商工会議所

(1) 調査地域：全国47都道府県

(2) 回答企業数：3,958社

(3) 調査期間：2025年1月20日～2月14日

(4) 回収商工会議所数：389商工会議所

(5) 調査方法：各地商工会議所職員の依頼によるWeb回答等

(6) 調査の目的：中小企業における最低賃金引上げの影響や政府目標への受止めについて、中小企業の実態を把握
 することで、当所の意見・要望活動に活かすため。

<回答企業の属性> (※) 四捨五入のため、内訳の合計は100%にならない場合がある

【業種】

建設業：656社【16.6%】

製造業：1,053社【26.6%】

卸売業：339社【8.6%】

小売業：463社【11.7%】

情報通信・情報サービス業：109社【2.8%】

運輸業：153社【3.9%】

宿泊・飲食業：321社【8.1%】

医療・福祉・介護業：78社【2.0%】

金融・保険・不動産業：132社【3.3%】

その他サービス業：505社【12.8%】

その他：149社【3.8%】



■ 建設業 ■ 製造業 ■ 卸売業 ■ 小売業 ■ 情報通信・情報サービス業 ■ 運輸業 ■ 宿泊・飲食業 ■ 医療・福祉・介護業 ■ 金融・保険・不動産業 ■ その他サービス業 ■ その他

【従業員規模】

5人以下：759社【19.2%】

6～10人：540社【13.6%】

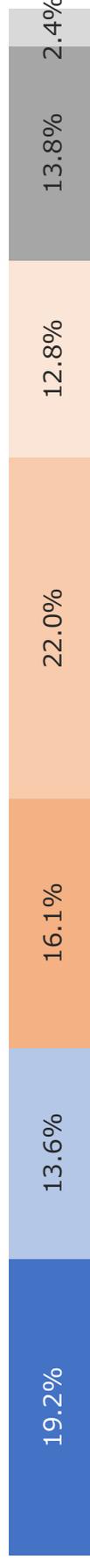
11～20人：639社【16.1%】

21～50人：872社【22.0%】

51～100人：505社【12.8%】

101～300人：548社【13.8%】

301人以上：95社【2.4%】



■ 5人以下 ■ 6～10人 ■ 11～20人 ■ 21～50人 ■ 51～100人 ■ 101～300人 ■ 301人以上

【地域】

○ 東京23区・政令指定都市（札幌市、仙台市、横浜市、横濱市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）：601社【15.2%】

○ 東京23区・政令指定都市以外：3,357社【84.8%】 ※以下、「政令指定都市以外」と略称。（うち従業員数20人以下：1,619社【40.9%】）

都市部

東京23区・政令指定都市

15.2%

地方

政令指定都市以外

84.8%

うち従業員数20人超

43.9%

うち従業員数20人以下

40.9%

中小企業における最低賃金引上げの影響や政府目標への受止めについて、全国の商工会議所会員企業を対象に調査。3,958社の回答を、東京23区・政令指定都市の都市部（601社）とそれ以外の地方（3,357社、うち従業員20人以下の小規模企業1,619社）に分け、集計・分析を行った。

■ 2024年の最低賃金引上げの「影響」、「負担感」とも、都市部に比べ地方で深刻な状況

- 2024年の最低賃金引上げにより、
「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」企業は4割超（44.3%）
➔ 地方では半数近く（46.4%）に達し、都市部（32.4%）より14ポイント高い
- 現在の最低賃金の負担感について、「大いに負担」・「多少は負担」の合計は7割超（76.0%）
➔ 地方では8割近く（77.5%）に達し、都市部（67.9%）より9.6ポイント高い

■ 新たな政府目標について、地方・小規模企業の4社に1社が「対応不可能」と回答。 2025年度より7.3%引上げとなれば、地方・小規模企業の2割が「休業業等を検討」

- 新たな政府目標（2020年代に全国加重平均1,500円）について、
「対応は不可能（19.7%）」・「対応は困難（54.5%）」の合計は7割超（74.2%）
➔ 地方・小規模企業では4社に1社（25.1%）が「対応は不可能」と回答
- 2025年度より政府目標どおりの引上げ（7.3%）が行われた場合の影響について、
「収益悪化により、事業継続が困難（廃業、休業等の検討）」との回答が15.9%
➔ 地方・小規模企業では2割（20.1%）に達する
- 対応可能な引上げの水準については、「1%未満」から「3%程度」までの合計が約7割（67.9%）
➔ 「7%程度」・「8%以上」の合計（＝7.3%に対応可能）は、わずか1.0%にとどまる

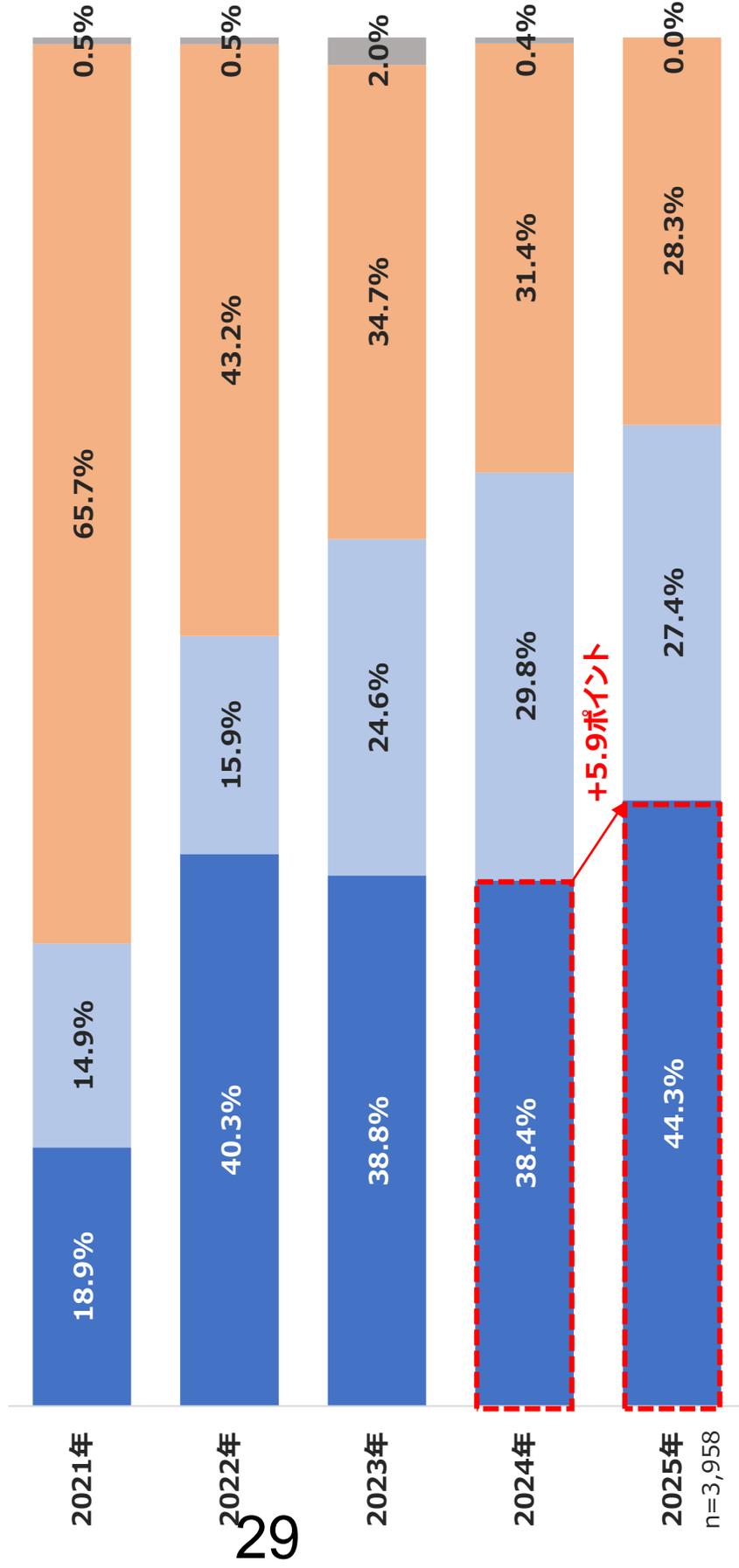
1. 今年度の最低賃金引上げについて

1. 今年度の最低賃金引上げ

2024年の最低賃金引上げの影響を受けた中小企業の割合

○ 2024年の最低賃金引上げ（全国加重平均51円：1,004円→1,055円 ※過去最高）を受け、「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」中小企業は4割を超え（44.3%）、昨年調査から5.9ポイント増加。

【全体集計】

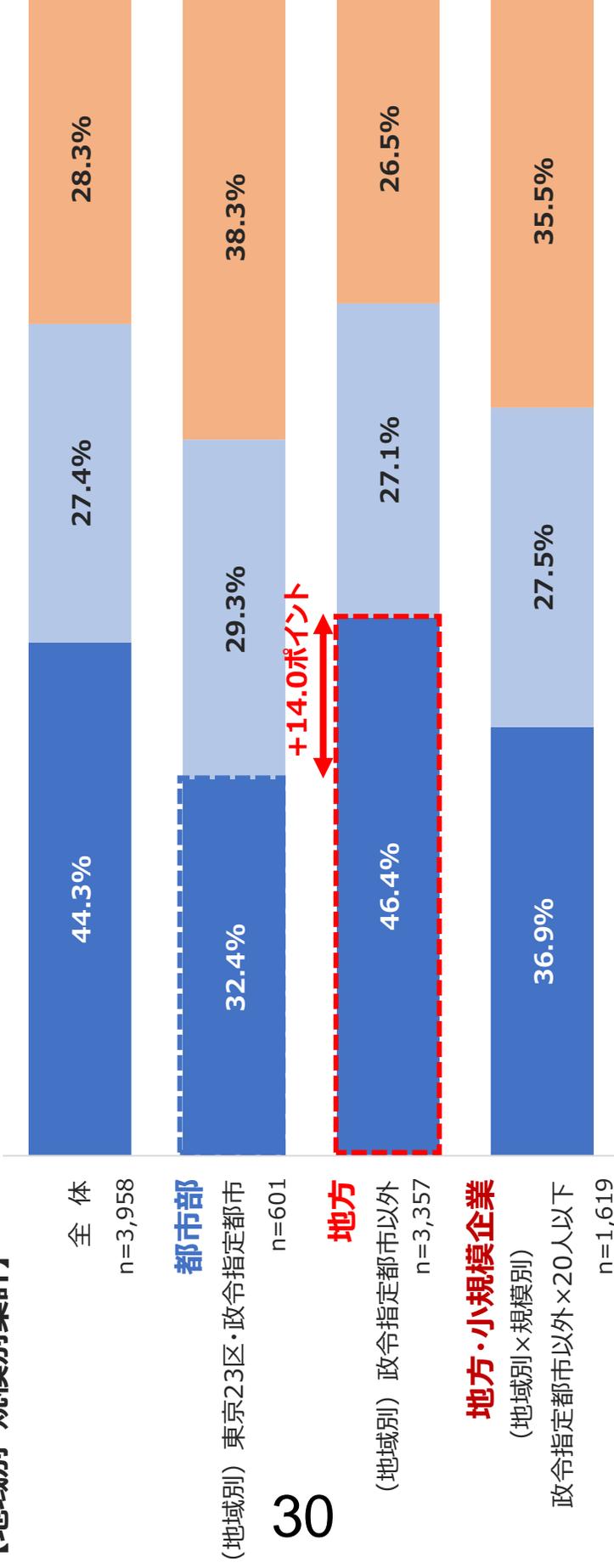


■ 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいたため、賃金を引き上げた
 ■ 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいたが、賃金を引き上げた
 ■ 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がなかったため、賃金を引き上げなかった
 ■ 無回答

2024年の最低賃金引上げの影響を受けた中小企業の割合【地域別・規模別】

○「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」中小企業の割合は、地方では半数近く（46.4%）に達し、都市部（32.4%）より14ポイント高い。

【地域別・規模別集計】



- 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいたため、賃金を引き上げた
- 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいなかったが、賃金を引き上げた
- 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がなかったため、賃金を引き上げなかった

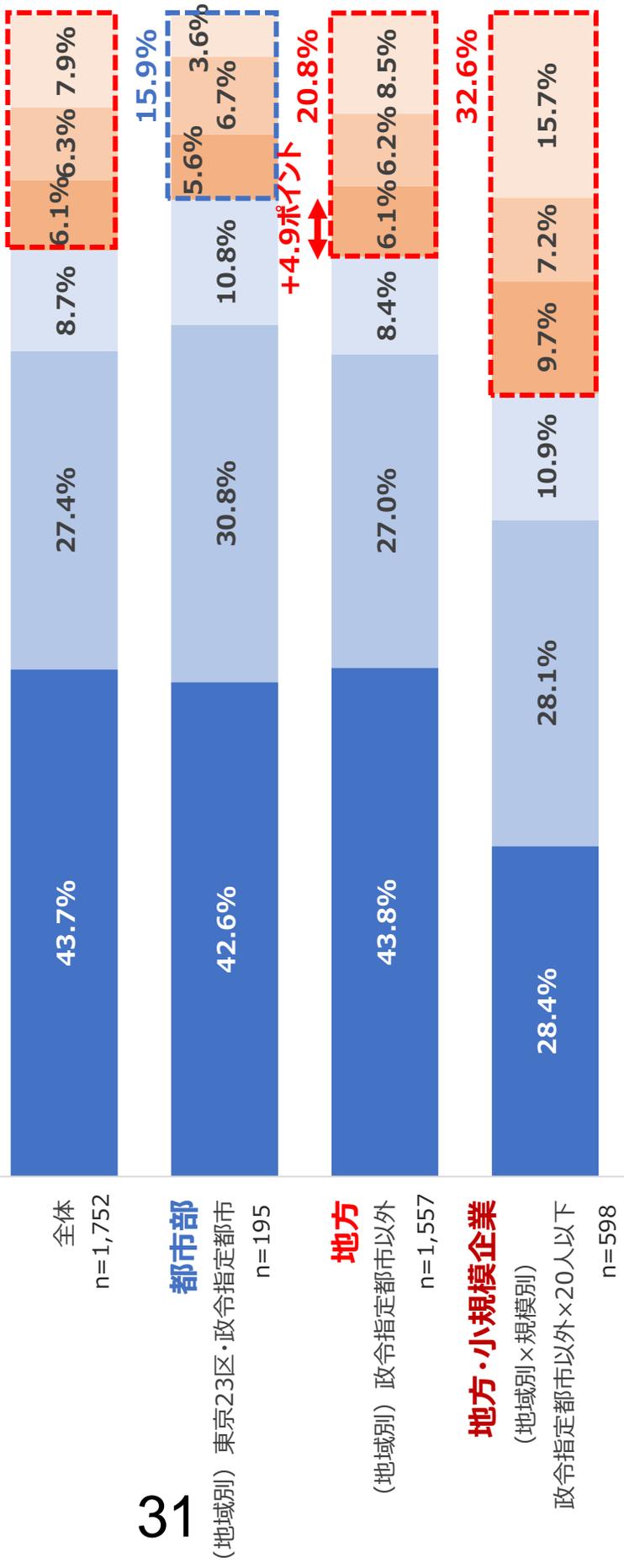
1. 今年度の最低賃金引上げ 最低賃金を下回ったため賃金を引き上げた従業員の割合

○ 最低賃金を下回ったため賃金を引き上げた従業員が全体の「5割以上」に達する中小企業が、約2割（20.3%）。

○ 地方（20.8%）は都市部（15.9%）より4.9ポイント高く、地方・小規模企業では、「5割以上」との回答が3割を超える（32.6%）。

【地域別・規模別集計】

※④頁にて「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」と回答した企業



最低賃金を下回ったため賃金を上げた従業員の属性

- 最低賃金引上げに伴い賃上げを行った対象は、「パートタイム労働者」が約8割（81.3%）で最多。
- 「正社員」も約3割（27.2%）に達し、地方（27.6%）は都市部（24.6%）より3.0ポイント高い。

【地域別・規模別集計，複数回答】 ※④頁にて「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」と回答した企業

	全体 n=1,752	地域別×規模別	
		都市部 東京23区・政令指定都市 n=195	地方 政令指定都市以外 n=1,557
3 2 正社員	27.2%	24.6%	27.6% +3.0ポイント
フルタイム・ 有期契約労働者	21.2%	22.6%	21.1%
パートタイム労働者 (主婦パート、学生アルバイトなど)	81.3%	79.5%	81.5%
その他	3.8%	3.6%	3.8%
			24.6%
			11.4%
			85.5%
			1.5%

地方・小規模企業
政令指定都市以外×20人以下
n=598

最低賃金引上げにともなう人件費増への対応

- 最低賃金引上げに伴う人件費増への対応については、「具体的な対応が取れず、収益を圧迫している」が約3割（31.4%）と最多。
- 「人件費増加分の価格転嫁（26.9%）」、「原材料費等増加分の価格転嫁（22.3%）」が続く。

【全体集計，複数回答】 n=2,837

※④頁にて「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」もしくは「最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいなかったが、賃金を引き上げた」と回答した企業

具体的な対応が取れず、収益を圧迫している

31.4%

人件費増加分の製品・サービス価格への転嫁

26.9%

原材料費等増加分の製品・サービス価格への転嫁

22.3%

支払い原資に余力があり、特に対応は行っていない

19.6%

生産・業務プロセスの見直しによる生産性向上

18.8%

設備投資の抑制等、人件費以外のコストの削減

17.3%

残業時間・シフトの削減（非正規社員含む）

16.0%

従業員数の削減、採用の抑制（非正規社員含む）

6.2%

他の従業員の賃上げ抑制、一時金等の削減

4.5%

その他

3.7%

最低賃金引上げにともなう人件費増への対応【地域別・規模別】

- 最低賃金引上げに伴う人件費増への対応について、「具体的な対応が取れず、収益を圧迫」との回答割合は、都市部（28.8%）に比べ、地方（31.8%）は3.0ポイント、地方・小規模（34.5%）は5.7ポイント高い。
- 逆に「人件費増加分の価格転嫁」との回答割合は、都市部（28.3%）に比べ、地方（26.7%）は1.6ポイント、地方・小規模企業（25.0%）は3.3ポイント低い。

【地域別・規模別集計，複数回答】

※④頁にて「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」ともしくは「最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいなかったが、賃金を引き上げた」と回答した企業

	地域別×規模別		
	都市部 東京23区・政令指定都市 n=195	地方 政令指定都市以外 n=1,557	地方・小規模企業 政令指定都市以外×20人以下 n=598
34			
具体的な対応が取れず、 収益を圧迫している	28.8%	31.8% +3.0ポイント	34.5% +5.7ポイント
人件費増加分の製品・サービス 価格への転嫁	28.3%	26.7% ▲1.6ポイント	25.0% ▲3.3ポイント
全体 n=1,752	31.4%		
	26.9%		

最低賃金引上げにともなう人件費増への対応【自由回答欄より】**【価格転嫁】**

- 労務費増加分を製品販売価格に転嫁しているが、消費者には受入れられ難い。 (東海・小売業)
- 製品価格への転嫁はしたが、原材料料価格も高騰しており、結果的に追いつかない状況。 (関西・製造業)

【人件費全体への影響】

- 給料に充てる事の出来る資金が限られているので、最低賃金が上がれば支払いが増えた分、他の職員の支払いを抑えざるを得ない状況。(北海道・その他サービス業)
- 最低賃金引上げにより、全ての社員に昇給を望まれ、経営は難しく将来が心配。(関東・建設業)
- 人手不足であるのに、従業員の削減を検討しないといけないほど人件費率が膨らんでいる。(関西・宿泊・飲食業)

【採用・設備投資の見直し】

- 設備投資を抑制し、人件費以外のコストを削減した。DX化により、業務効率向上を図った。(中部・運輸業)

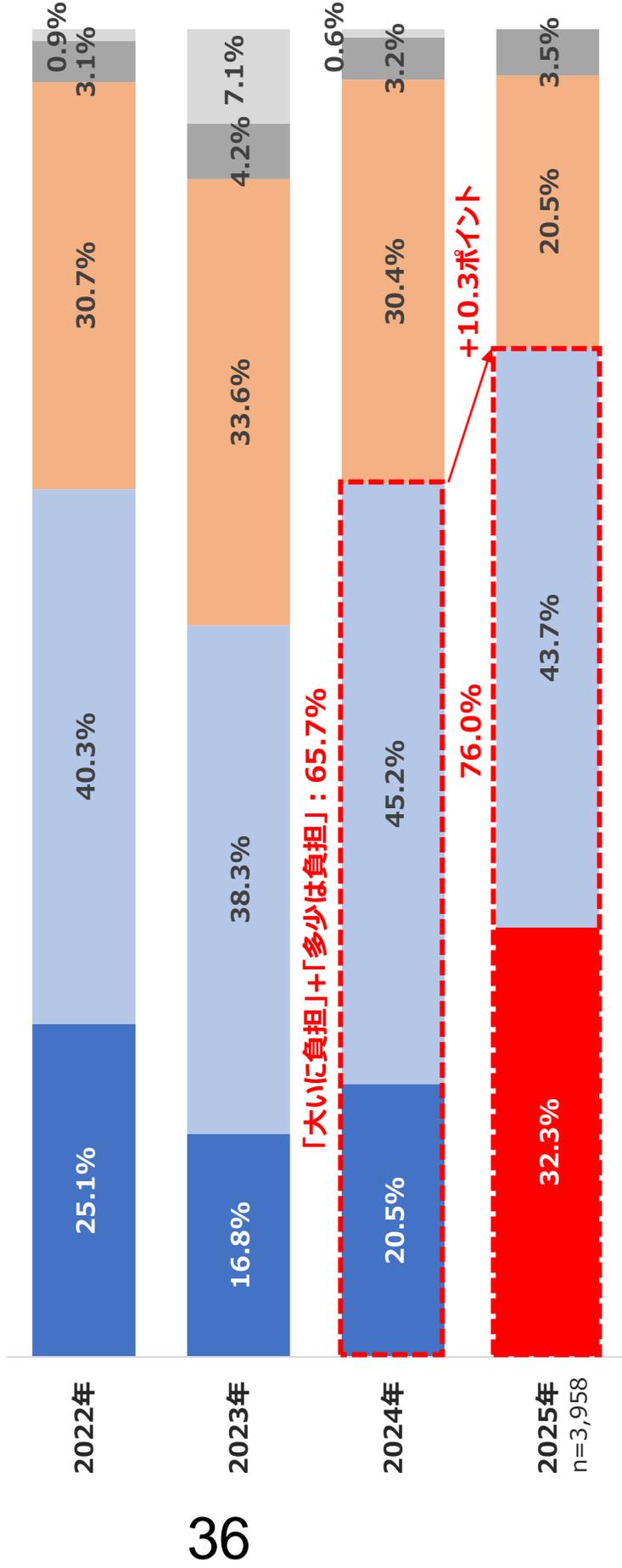
【支援策】

- 自動機などの機械導入が難しい業務なので、国の支援策に該当せず困った。現場にあった支援策が欲しい。(東北・製造業)

現在の最低賃金の負担感

- 現在の最低賃金の負担感について、「大いに負担」と「多少は負担」の合計は7割超（76.0%）に達し、昨年調査から10.3ポイント増加。
- 「大いに負担」の割合は3割超（32.3%）と、昨年調査から11.8ポイント増加。

【全体集計】

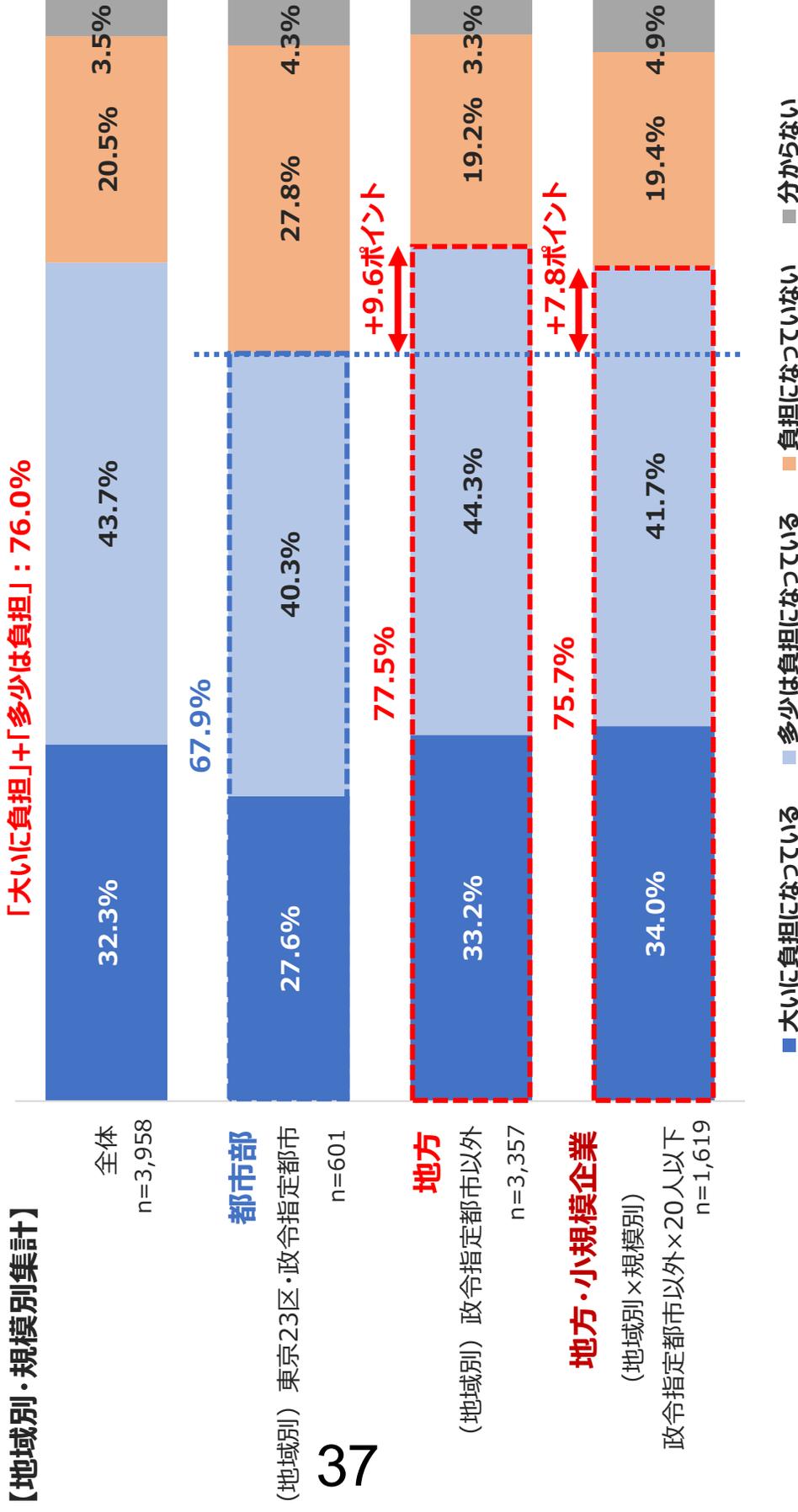


■ 大いに負担になっている ■ 多少は負担になっている ■ 負担になっていない ■ 分からない ■ 無回答

現在の最低賃金の負担感【地域別・規模別】

○現在の最低賃金の負担感について、「大いに負担」と「多少は負担」の合計は、都市部（67.9%）に比べ、地方（77.5%）は9.6ポイント、地方・小規模企業（75.5%）は7.8ポイント高い。

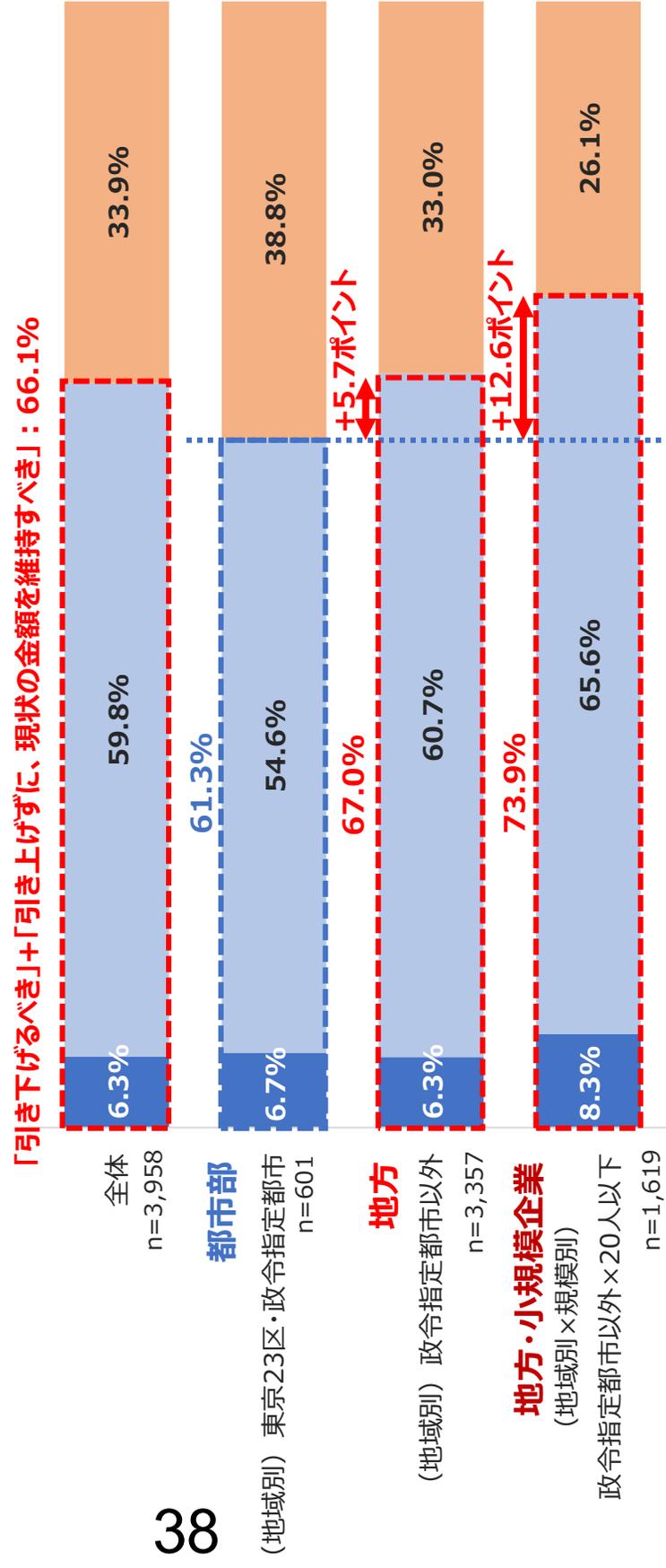
【地域別・規模別集計】



2025年度の最低賃金改定に対する考え

- 2025年度の最低賃金改定について、「引き下げるべき」と「引き上げず」に、「現状の金額を維持すべき」の合計は7割弱（66.1%）。
- 都市部（61.3%）に比べ、地方（67.0%）は5.7ポイント、地方・小規模企業（73.9%）は12.6ポイント高い。

【地域別・規模別集計】



■ 引き下げるべき ■ 引き上げず、現状の金額を維持すべき ■ 引き上げるべき

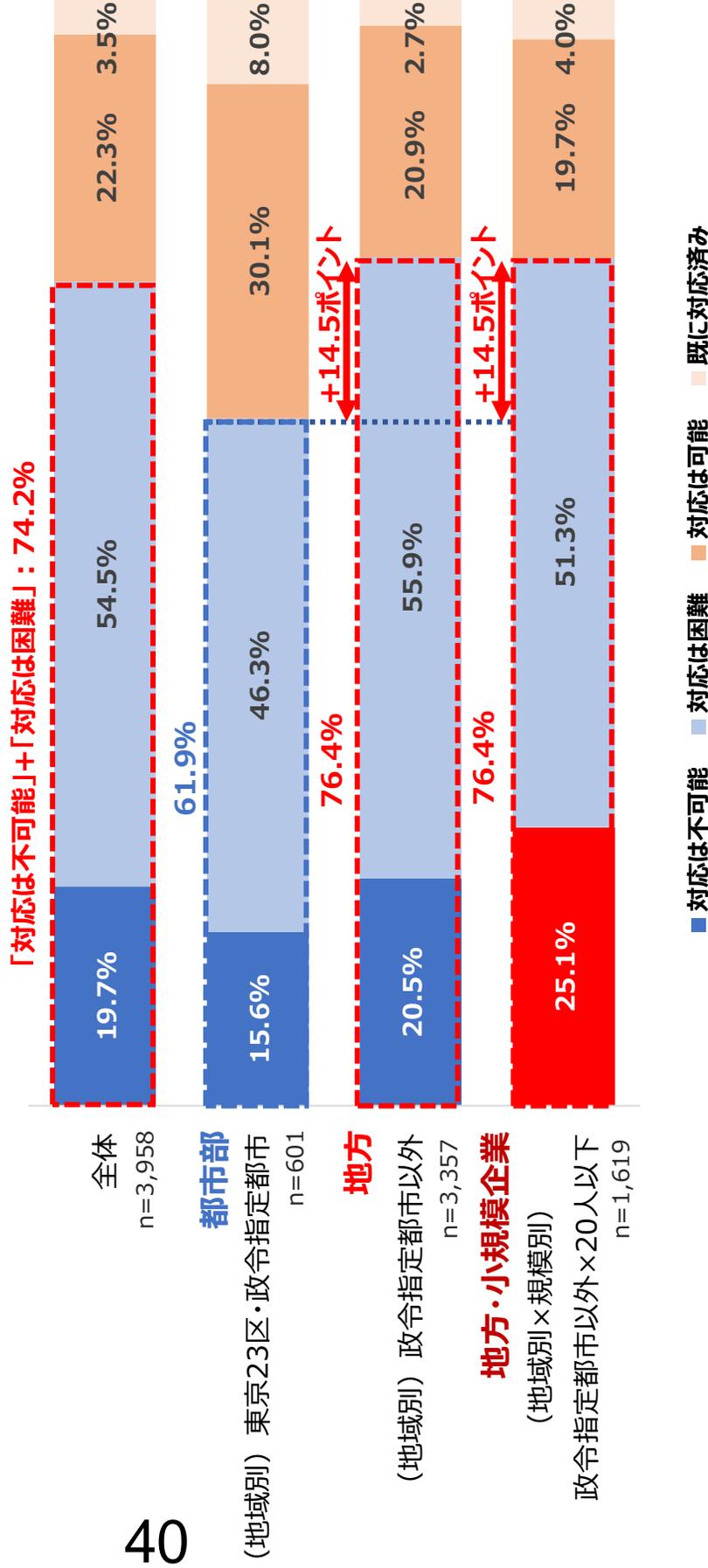
2. 最低賃金の政府目標について

新たな政府目標「2020年代に全国加重平均1,500円」に対する考え

- 新たな政府目標（2020年代に全国加重平均1,500円）に対し、「対応は不可能」もしくは「対応は困難」と回答した企業は7割を超える（74.2%）。
- 都市部（61.9%）に比べ、地方ならびに地方・小規模企業（いずれも76.4%）は14.5ポイント高く、地方・小規模企業では、4社に1社（25.1%）が「対応は不可能」と回答。

【地域別・規模別集計】

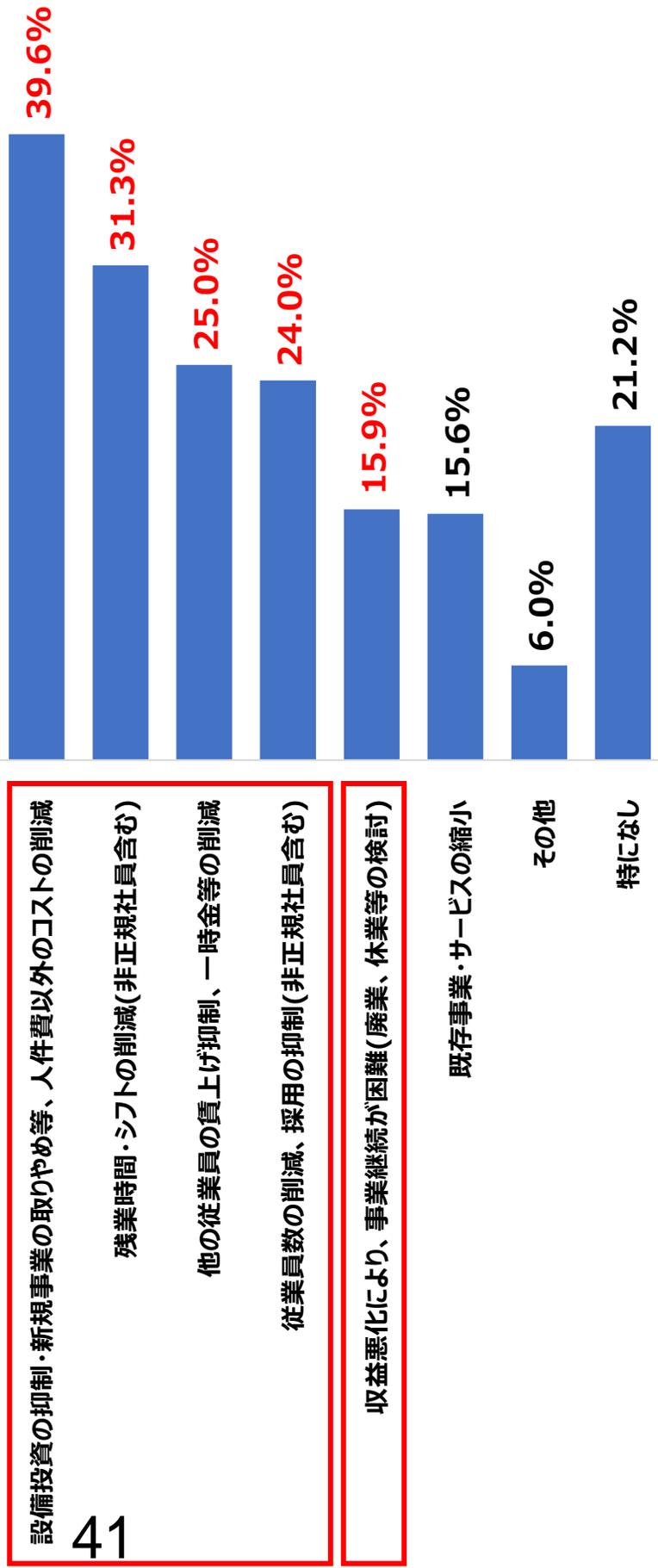
40



政府目標どおりの引上げが行われた場合の影響

- 2025年度より政府目標どおりの最低賃金引上げ（7.3%・89円）が行われた場合、想定される自社への具体的な影響については、「人件費以外のコストの削減」との回答が約4割（39.6%）で最多。
- 「残業時間・シフトの削減（31.3%）」、「他の従業員の賃上げ抑制、一時金等の削減」（25.0%）、「従業員数の削減・採用の抑制（24.0%）」が2～3割で続く。
- 「収益悪化により、事業継続が困難（廃業、休業等の検討）」との回答も1割を超える（15.9%）。

【全体集計，複数回答】 n=3,818 ※⑤頁にて「対応は不可能」、「対応は困難」、「対応は可能」と回答した企業



政府目標どおりの引上げが行われた場合の影響【地域別・規模別】

- 2025年度より政府目標どおりの最低賃金引上げ（7.3%・89円）が行われた場合、「収益悪化により、事業継続が困難（廃業、休業等の検討）」とする企業は、地方・小規模企業で2割（20.1%）に達し、都市部（13.6%）に比べ6.5ポイント高い。
- 同じく、「既存事業・サービスの縮小」とする企業も、地方・小規模企業で2割近く（18.7%）、都市部（12.1%）に比べ6.6ポイント高い。

【地域別・規模別集計，複数回答】

※⑨頁にて「対応は不可能」、「対応は困難」、「対応は可能」と回答した企業

	地域別×規模別		
	都市部 東京23区・政令指定都市 n=195	地方 政令指定都市以外 n=1,557	地方・小規模企業 政令指定都市以外×20人以下 n=598
42 収益悪化により、 事業継続が困難 (廃業、休業等の検討)	15.9%	16.3% +2.7ポイント	20.1% +6.5ポイント
既存事業・サービスの縮小	15.6%	16.2% +4.1ポイント	18.7% +6.6ポイント

政府目標どおりの引上げが行われた場合の影響【自由回答欄より抜粋】

【事業の縮小・廃業】

- 人件費の割合が高まるため、事業所の縮小を避けられない可能性が高い。（関東・その他サービス業）
- 大幅な人件費増になり、価格転嫁で吸収できるか極めて不透明。吸収できなければ赤字回避のため大幅なコストカットは避けられない。それでも吸収できなければ**今後の事業継続にも支障がでる恐れがある。**
（北陸信越・小売業）
- コストの増加分を商品価格に転嫁できなければ、**廃業も視野に入る。**
（九州・沖縄・小売業）

【採用への影響】

- **本来は従業員を新規採用したいが、賃金の事を考えると現状維持しかできそうにない。**（中国・小売業）
- 医療介護の場合は診療報酬により公定価格で算出されるため、価格転嫁ができない。最低賃金が上がれば、**正社員採用分を非正規雇用に替えての採用**となる。（北海道・医療・福祉・介護業）

【投資の抑制】

- **中長期計画で予定している設備投資の繰り延べ。**（東北・運輸業）
- 人件費を除く固定費を見直し、**未来への投資を控え、現状を維持せざるを得ない。**（中国・建設業）

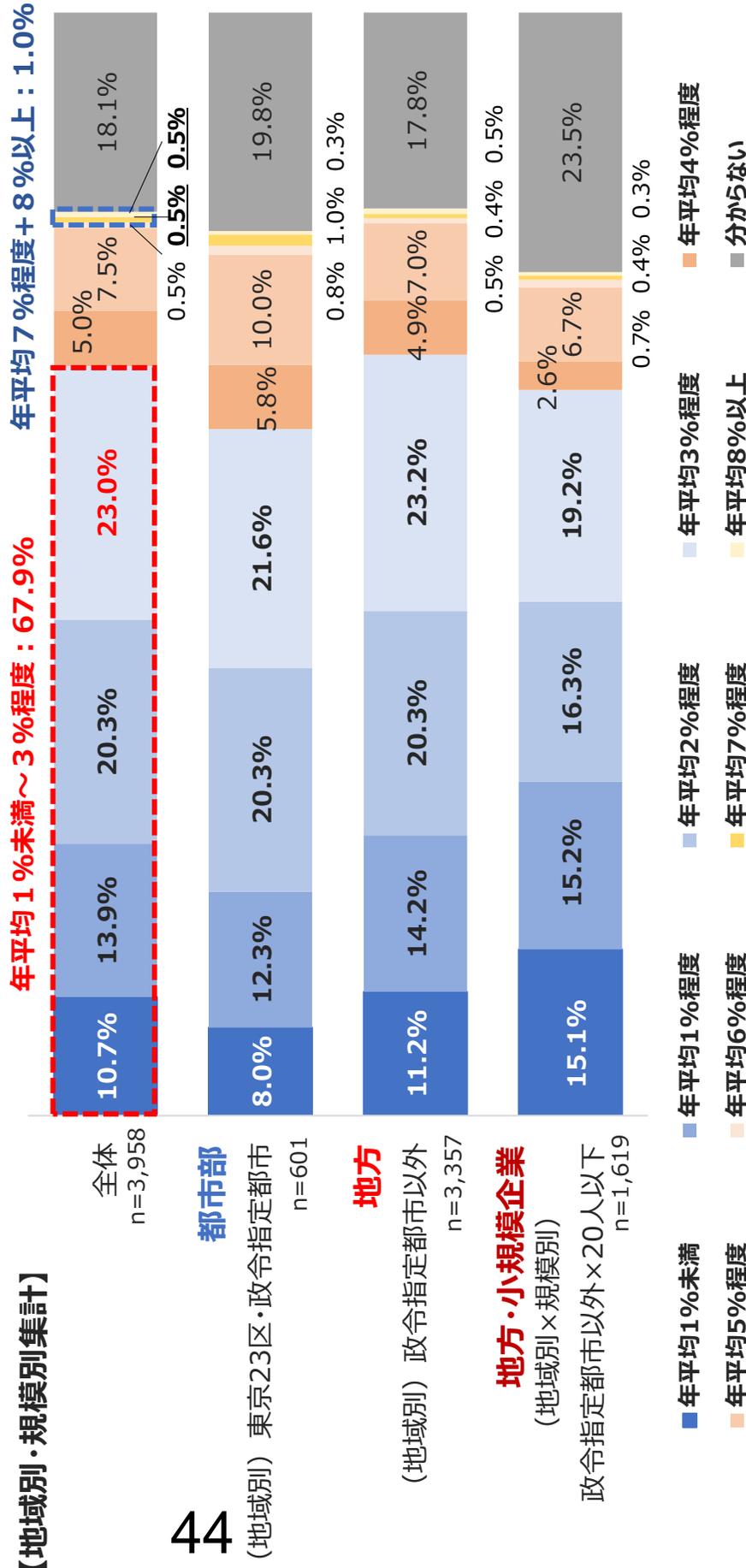
【その他】

- 現状では対応可能と考えるが、世界情勢や事業環境が不透明な中では**不確定要素が多い。**
（関東・製造業）

対応可能な最低賃金引上げの水準

- 対応可能な最低賃金引上げの水準について、「年平均3%程度」と回答する企業が最多（23.0%）。「年平均1%未満」から「年平均3%程度」までを合わせると約7割（67.9%）。
- 政府目標どおりの最低賃金引上げ（7.3%）に対応可能と回答する企業（「年平均7%程度」および「年平均8%以上」）は全回答企業のわずか1.0%。

【地域別・規模別集計】

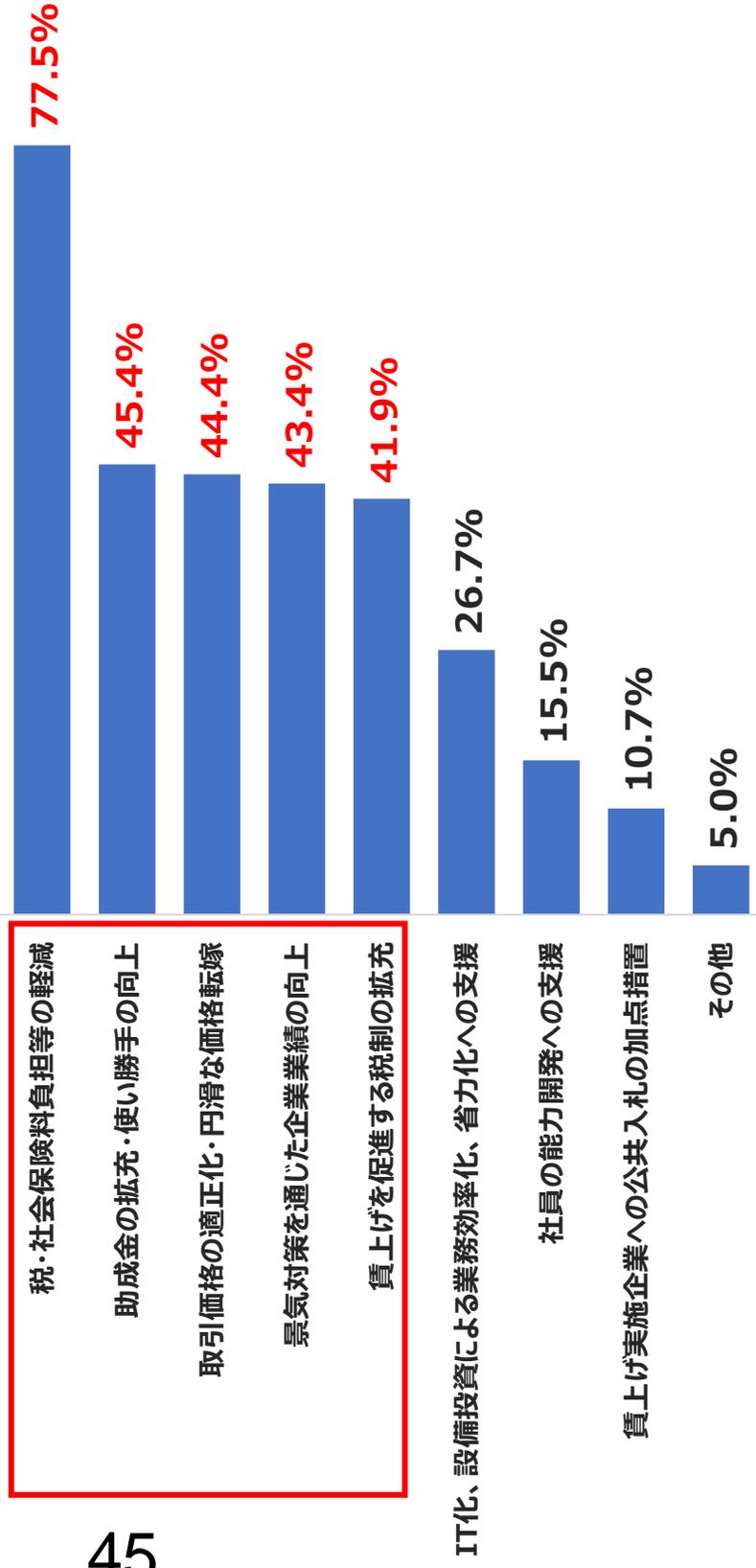


最低賃金の引上げへの対応のために、政府等に求める支援

- 最低賃金の引上げへの対応のために、政府等に求める支援については、「税・社会保険料負担等の軽減」が約8割（77.5%）と最多。
- 「助成金の拡充・使い勝手の向上（45.4%）」、「取引価格の適正化・円滑な価格転嫁（44.4%）」、「景気対策を通じた企業業績の向上（43.4%）」、「賃上げを促進する税制の拡充（41.9%）」が4割超で続く。

【全体集計，複数回答】 n=3,958

45



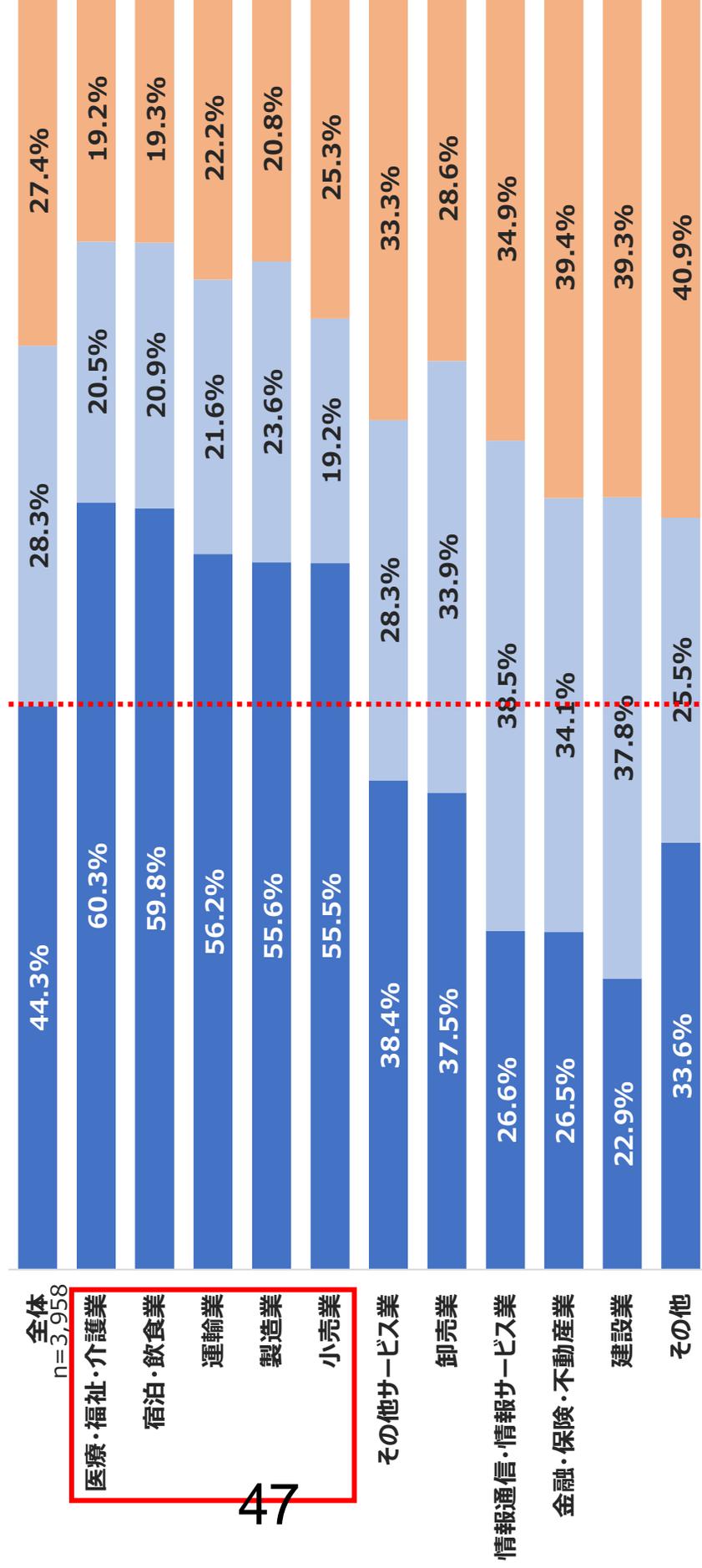
參考資料

【業種別集計】

2024年の最低賃金引上げの影響を受けた中小企業の割合【業種別集計】

○「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」企業は、医療・福祉・介護業（60.3%）、宿泊・飲食業（59.8%）、運輸業（56.2%）において6割に迫り、製造業（55.6%）、小売業（55.5%）でも全体（44.3%）を上回る。

【業種別集計】

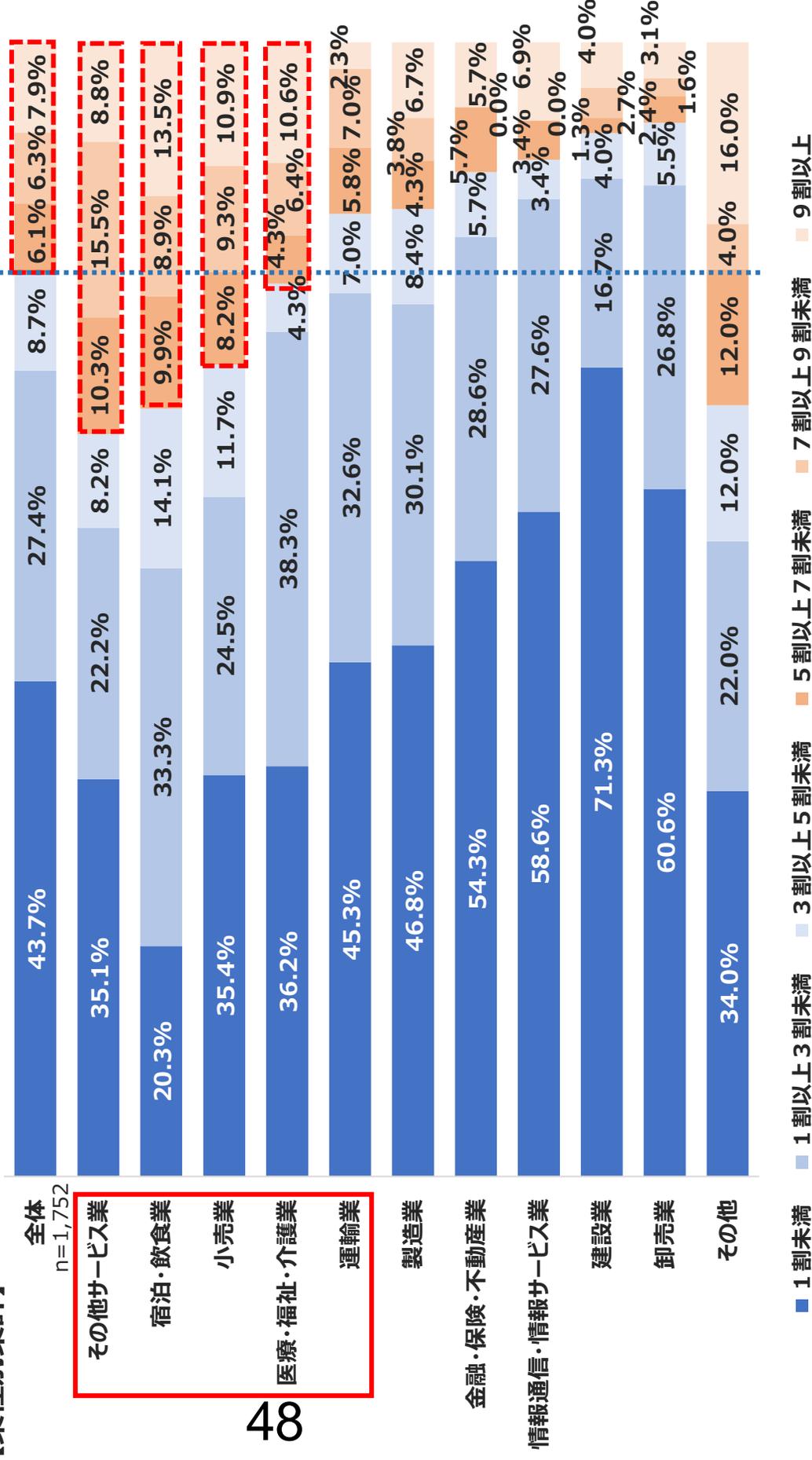


- 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいたため、賃金を引き上げた
- 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいないが、賃金を引き上げた
- 最低賃金を下回る従業員（パート・アルバイト含む）がいないが、賃金を引き上げなかった

最低賃金を下回ったため賃金を上げた従業員の割合【業種別集計】

○ 最低賃金を下回ったため賃金を上げた従業員が全体の「5割以上」に達する中小企業が、**その他サービス業（34.5%）や宿泊・飲食業（32.3%）、小売業（28.4%）など労働集約型の業種で全体を上回る。**

【業種別集計】 ※④頁にて「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」と回答した企業



最低賃金を下回ったため賃金を上げた従業員の属性【業種別集計】

- 最低賃金を下回ったため、「パートタイム労働者」の賃金を上げた企業の割合は、**宿泊・飲食業（97.9%）**、**医療・福祉・介護業（95.7%）**、**金融・保険・不動産業（94.3%）**で9割を超える。
- 「正社員」の賃金を上げた企業の割合は、**運輸業で約6割（58.1%）**に達するほか、**医療・福祉・介護業（34.0%）**、**建設業（30.0%）**、**製造業（29.9%）**で約3割と全体を上回る。

【業種別集計，複数回答】

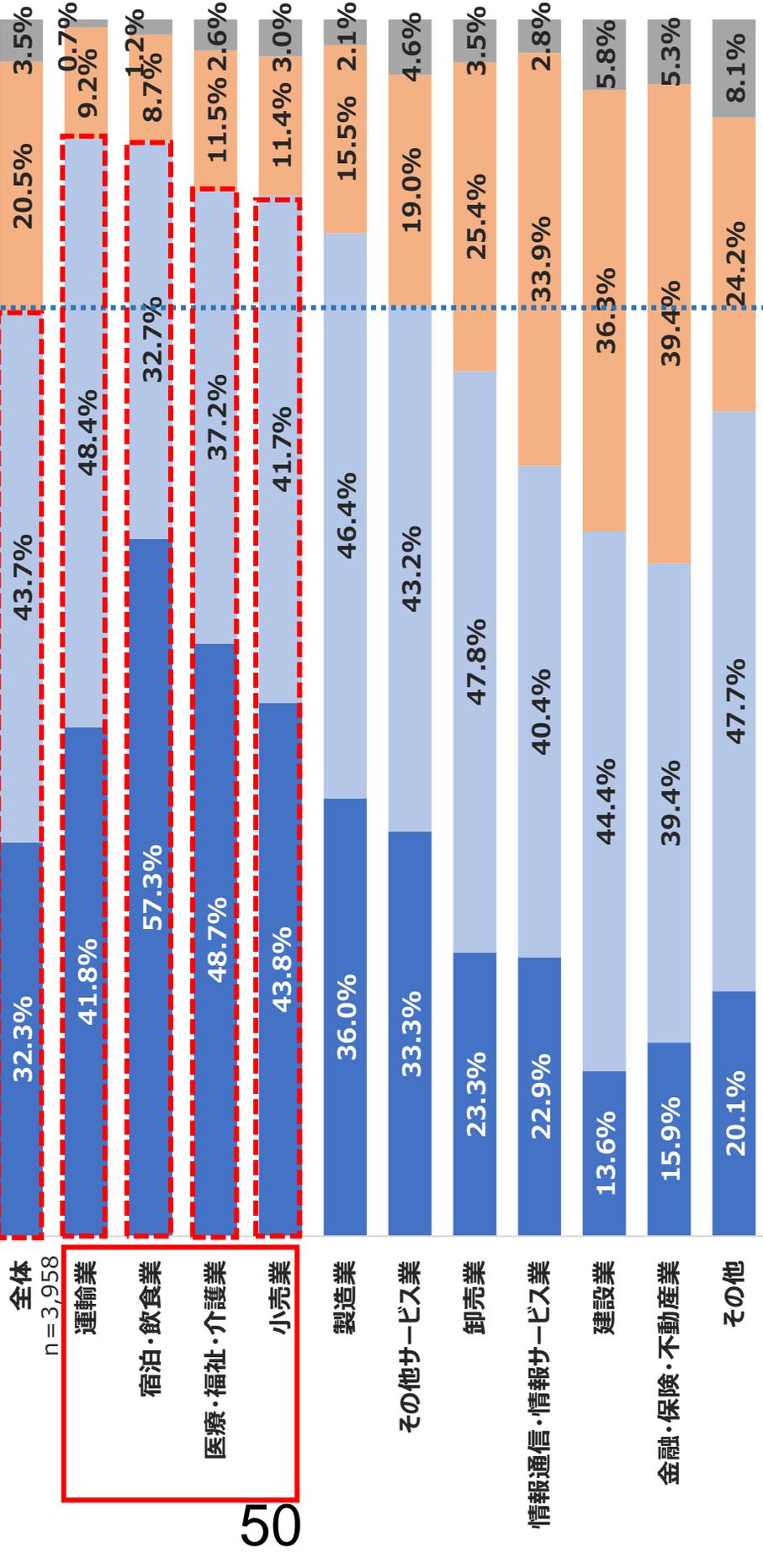
※④頁にて「最低賃金を下回る従業員がいたため、賃金を引き上げた」と回答した企業

	パートタイム労働者 (主婦パート、 学生アルバイトなど)	正社員	フルタイム・ 有期契約労働者	その他
全体 n=1,752	81.3%	27.2%	21.2%	3.8%
49 宿泊・飲食業	97.9%	20.8%	12.5%	0.5%
医療・福祉・介護業	95.7%	34.0%	23.4%	2.1%
金融・保険・不動産業	94.3%	8.6%	14.3%	0.0%
小売業	89.5%	24.9%	20.2%	1.2%
その他サービス業	86.6%	23.7%	20.1%	1.5%
卸売業	85.0%	15.7%	12.6%	1.6%
製造業	75.4%	29.9%	27.4%	7.9%
情報通信・情報サービス業	72.4%	24.1%	17.2%	0.0%
建設業	64.0%	30.0%	12.7%	3.3%
運輸業	64.0%	58.1%	33.7%	3.5%
その他	78.0%	22.0%	24.0%	4.0%

現在の最低賃金の負担感【業種別集計】

○現在の最低賃金について、「大いに負担」と「多少は負担」の合計は、運輸業（90.2%）、宿泊・飲食業（90.0%）、医療・福祉・介護業（85.9%）、小売業（85.5%）において、全体（76.0%）を1割前後上回り、特に負担感が強い。

【業種別集計】

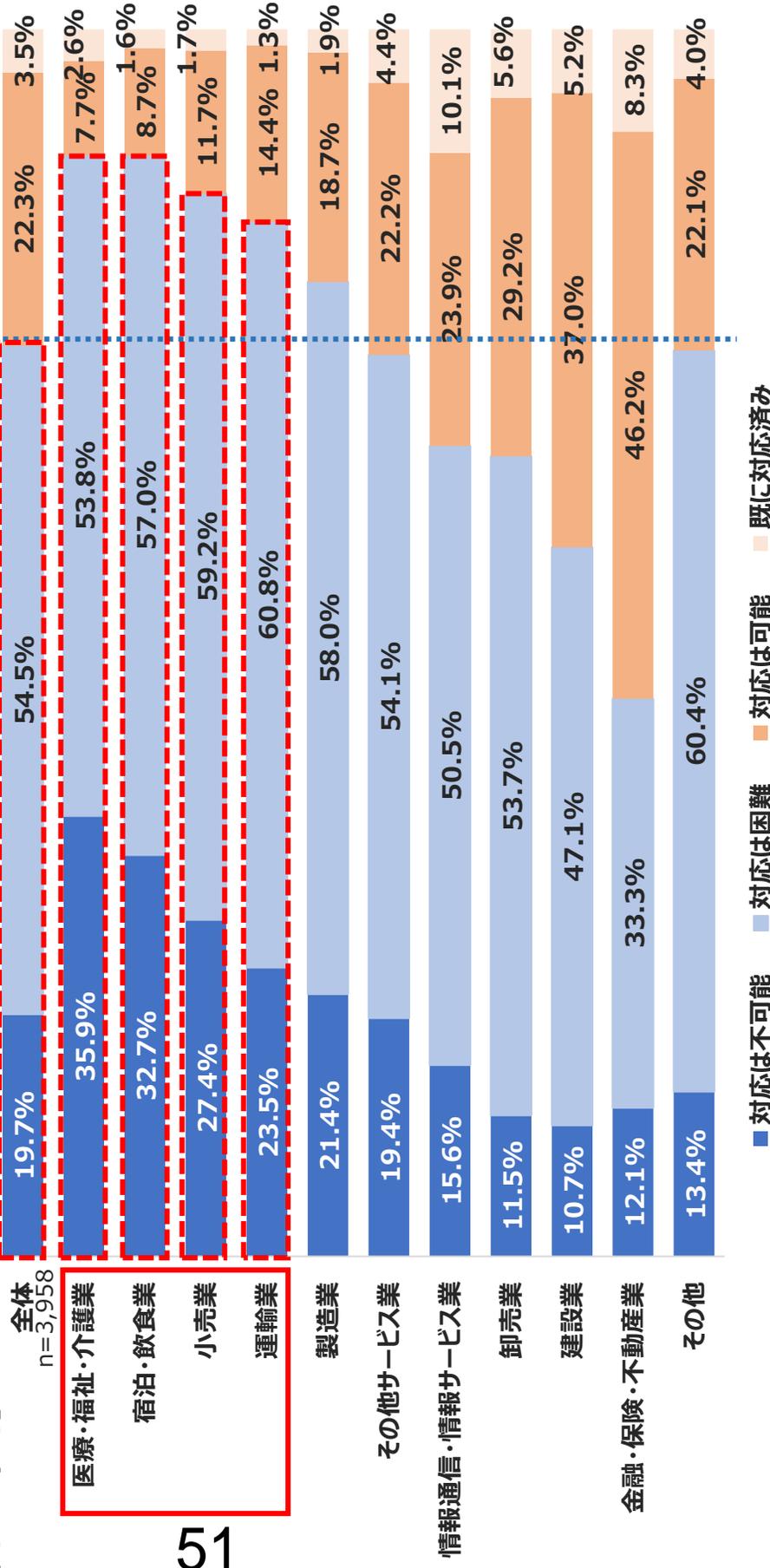


■ 大いに負担になっている ■ 多少は負担になっている ■ 負担になっていない ■ 分からない

新たな政府目標「2020年代に全国加重平均1,500円」に対する考え【業種別集計】

- 新たな政府目標について、医療・福祉・介護業（89.7%）、宿泊・飲食業（89.7%）、小売業（86.6%）、運輸業（84.3%）では、「対応は不可能」もしくは「対応は困難」と回答した企業が、8割を超える。
- 「対応は不可能」との回答は、医療・福祉・介護業（35.9%）、宿泊・飲食業（32.7%）、小売業（27.4%）、運輸業（23.5%）で3割超。

【業種別集計】

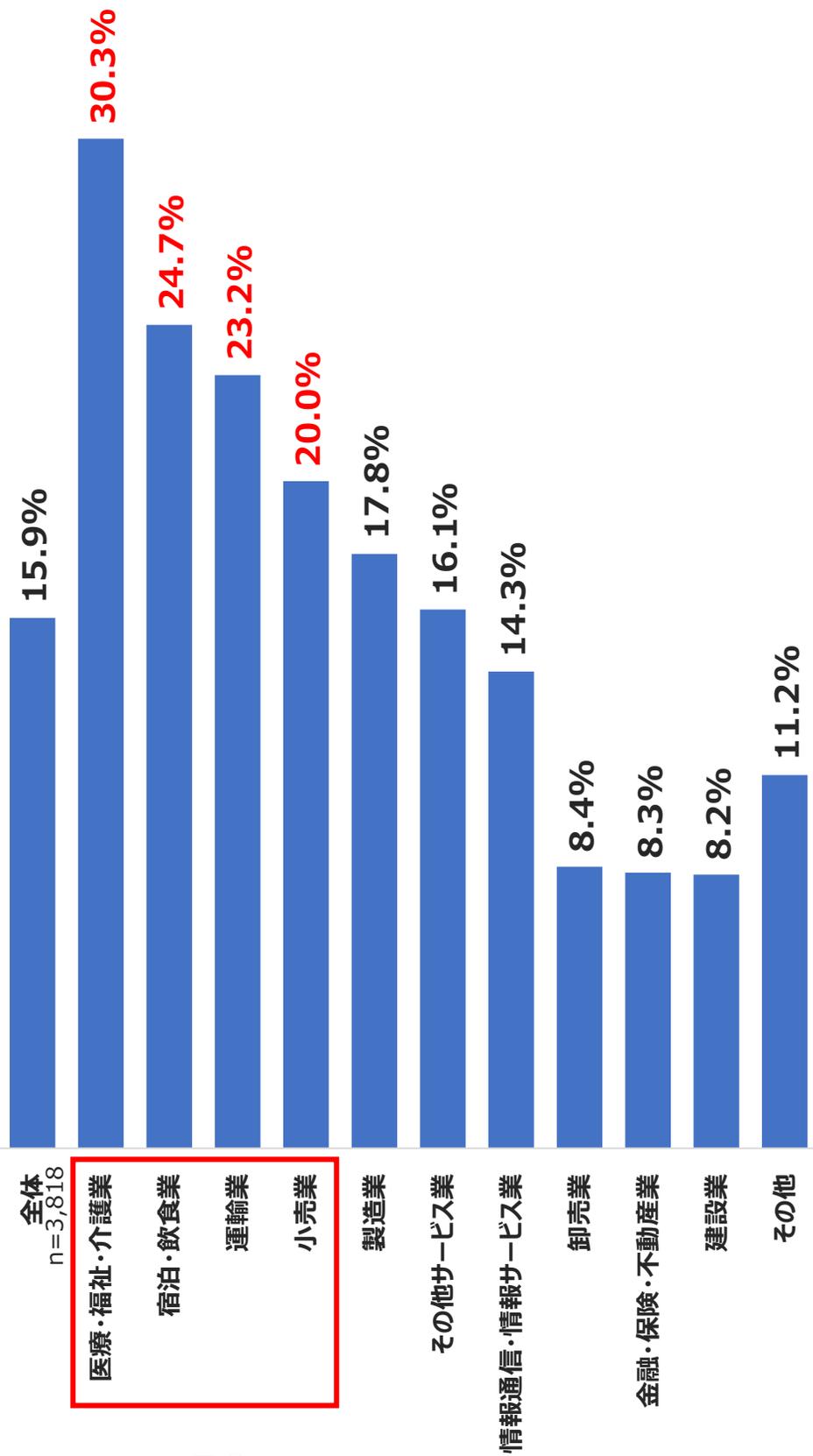


政府目標どおりの引上げが行われた場合の影響・「収益悪化により、事業継続が困難」と回答した企業【業種別集計】

○ 2025年度より政府目標どおりの最低賃金引上げ（7.3%・89円）が行われた場合、「収益悪化により、事業継続が困難（廃業、休業等の検討）」とする企業が、医療・福祉・介護業で3割超（30.3%）。宿泊・飲食業（24.7%）、運輸業（23.2%）、小売業（20.0%）で2割台にのぼる。

【業種別集計】

※⑩頁にて収益悪化により、事業継続が困難に（廃業、休業等の検討）と回答した企業



令和2年(2020年)基準 岐阜市消費者物価指数
令和7年1月分

概況

- 総合指数は令和2年を100として111.7
前月比は0.7%の上昇 前年同月比は4.6%の上昇
- 生鮮食品を除く総合指数は110.3
前月比は0.4%の上昇 前年同月比は3.7%の上昇
- 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は109.0
前月比は0.3%の上昇 前年同月比は3.1%の上昇。

図1 消費者物価指数の推移

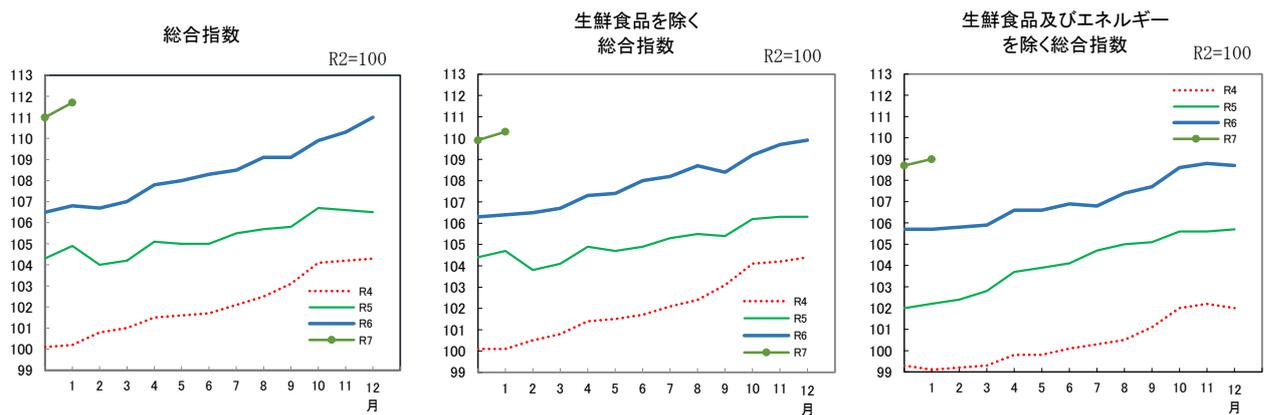


表1 総合指数、前月比及び前年同月比

		令和6年												令和7年	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
岐阜市	総合指数	指数	106.8	106.7	107.0	107.8	108.0	108.3	108.5	109.1	109.1	109.9	110.3	111.0	111.7
		前月比 (%)	0.2	-0.1	0.3	0.8	0.1	0.3	0.2	0.6	0.0	0.7	0.4	0.6	0.7
		前年同月比(%)	1.8	2.6	2.6	2.6	2.8	3.2	2.8	3.2	3.1	3.0	3.5	4.2	4.6
	生鮮食品を除く総合指数	指数	106.4	106.5	106.7	107.3	107.4	108.0	108.2	108.7	108.4	109.2	109.7	109.9	110.3
		前月比 (%)	0.1	0.1	0.2	0.5	0.1	0.5	0.2	0.5	-0.2	0.7	0.4	0.2	0.4
		前年同月比(%)	1.7	2.6	2.6	2.3	2.6	2.9	2.7	3.1	2.9	2.9	3.2	3.4	3.7
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	指数	105.7	105.8	105.9	106.6	106.6	106.9	106.8	107.4	107.7	108.6	108.8	108.7	109.0	
	前月比 (%)	0.0	0.0	0.2	0.6	0.0	0.3	0.0	0.5	0.3	0.8	0.2	0.0	0.3	
	前年同月比(%)	3.4	3.3	3.1	2.8	2.6	2.6	2.1	2.3	2.5	2.8	3.0	2.9	3.1	
全国	総合指数	指数	106.9	106.9	107.2	107.7	108.1	108.2	108.6	109.1	108.9	109.5	110.0	110.7	111.2
		前月比(季節調整値)(※)(%)	0.1	0.2	0.3	0.2	0.4	0.3	0.2	0.4	-0.1	0.4	0.4	0.6	0.5
		前年同月比(%)	2.2	2.8	2.7	2.5	2.8	2.8	2.8	3.0	2.5	2.3	2.9	3.6	4.0

※ 全国総合指数の前月比については、季節調整値としている。

注) 前月比及び前年同月比については、端数処理前の指数値を用いて計算しているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合がある。

2025年3月14日（金）

《問い合わせ先》

総合政策推進局長 仁平 章

直通電話 03 (5295) 0517

代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

**前年を上回る回答引き出し！ 中小組合も 5%超え！
有期・短時間・契約等労働者（時給）の賃上げ率は 6%超え！
～2025 春季生活闘争 第 1 回回答集計結果について～**

連合（会長：芳野友子）は 3 月 14 日（金）10:00 時点で、2025 春季生活闘争の第 1 回回答集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 平均賃金方式で回答を引き出した 760 組合の加重平均（規模計）は 17,828 円・5.46% と、昨年同時期を上回った（昨年同時期比 1,359 円増・0.18 ポイント増）。300 人未満の中小組合（351 組合）は、14,320 円・5.09% で、昨年を上回るとともに（昨年同時期比 2,408 円増・0.67 ポイント増）、昨年比の上げ幅では規模計をも上回った。
中小組合の賃上げ率が 5% 以上となるのは、1992 闘争（5.10%）以来 33 年ぶりである（1992 闘争のデータは最終回答集計時点）。
賃上げ分が明確にわかる 649 組合の賃上げ分は 12,571 円・3.84%（同 1,064 円増・0.14 ポイント増）で、賃上げ分が明確にわかる組合の集計を開始した 2015 闘争以降で最も高くなった（過去データは最終回答集計時点）。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（加重平均）は、時給 75.39 円（同 4.29 円増）と、昨年同時期を上回った。時給の引上げ率（概算）は 6.50%（同 0.03 ポイント増）と、一般組合員（平均賃金方式）をも上回っている。
- 国際的に見劣りする賃金水準に加え、物価高、人材確保などを背景に、「人への投資」の重要性について、労使で認識を共有したうえで、足元の状況も踏まえ、月例賃金にこだわった組合の要求と粘り強い交渉の結果であると評価する。また、交渉に真摯に応じ社会の期待に沿った回答を決断した経営側にも敬意を表する。

添付資料：

1. 第 1 回回答集計結果 総括表（賃金） 2

●連合ホームページにも掲載中：

連合ホームページ>主な活動>労働・賃金・雇用>春闘（春季生活闘争）>2025 年春闘争
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2025.html>



●今後の公表予定：

3 月 21 日（金）第 2 回回答集計結果（3 月内決着回答ゾーン《前半》）記者会見（17:00 予定）

4 月 3 日（木）第 3 回回答集計結果（3 月内決着回答ゾーン《後半》）記者会見（16:15 予定）



回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2025回答（2025年3月14日公表）				昨年対比	2024回答（2024年3月15日公表）			
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		集計組合数 集計組合員数		定昇相当込み賃上げ計			
		額	率			額	率		
	760 組合 1,531,258 人	17,828 円	5.46 %	1,359 円 0.18 ポイント	771 組合 1,442,371 人	16,469 円	5.28 %		
300人未満 計	351 組合 39,066 人	14,320 円	5.09 %	2,408 円 0.67 ポイント	358 組合 38,450 人	11,912 円	4.42 %		
~99人	189 組合 8,702 人	11,355 円	4.39 %	1,083 円 0.34 ポイント	203 組合 9,683 人	10,272 円	4.05 %		
100~299人	162 組合 30,364 人	15,238 円	5.26 %	2,756 円 0.73 ポイント	155 組合 28,767 人	12,482 円	4.53 %		
300人以上 計	409 組合 1,492,192 人	17,925 円	5.47 %	1,316 円 0.17 ポイント	413 組合 1,403,921 人	16,609 円	5.30 %		
300~999人	172 組合 100,584 人	16,661 円	5.44 %	1,268 円 0.15 ポイント	190 組合 109,783 人	15,393 円	5.29 %		
1,000人~	237 組合 1,391,608 人	18,024 円	5.47 %	1,303 円 0.17 ポイント	223 組合 1,294,138 人	16,721 円	5.30 %		

※2025年と2024年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2025回答（2025年3月14日公表）				賃上げ分 昨年対比	2024回答（2024年3月15日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分			集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分			
			額	率				額	率		
	649 組合 1,371,064 人	18,258 円	12,571 円	5.56 %	3.84 %	1,064 円 0.14 ポイント	654 組合 1,281,936 人	17,333 円	11,507 円	5.51 %	3.70 %
300人未満 計	266 組合 32,792 人	14,884 円	10,286 円	5.24 %	3.62 %	0.64 ポイント	268 組合 31,780 人	12,842 円	8,388 円	4.61 %	2.98 %
~99人	128 組合 6,500 人	12,559 円	8,078 円	4.66 %	3.02 %	0.17 ポイント	135 組合 6,934 人	11,839 円	7,582 円	4.42 %	2.85 %
100~299人	138 組合 26,292 人	15,508 円	10,832 円	5.37 %	3.75 %	0.73 ポイント	133 組合 24,846 人	13,132 円	8,613 円	4.66 %	3.02 %
300人以上 計	383 組合 1,338,272 人	18,345 円	12,627 円	5.57 %	3.85 %	0.13 ポイント	386 組合 1,250,156 人	17,463 円	11,586 円	5.54 %	3.72 %
300~999人	162 組合 95,469 人	16,790 円	11,932 円	5.49 %	3.88 %	0.16 ポイント	179 組合 103,458 人	15,735 円	10,834 円	5.39 %	3.72 %
1,000人~	221 組合 1,242,803 人	18,478 円	12,681 円	5.57 %	3.84 %	0.12 ポイント	207 組合 1,146,698 人	17,635 円	11,654 円	5.55 %	3.72 %

②個別賃金方式（組合数による単純平均）

個別賃金方式	2025回答（2025年3月14日公表）				引上げ額/率 昨年対比	2024回答（2024年3月15日公表）			
	集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	集計組合数 集計組合員数		引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準		
A方式35歳	46 組合	10,975 円	303,834 円	488 円	37 組合	10,487 円	286,617 円	▲0.05 ポイント	286,617 円
	50,008 人	3.61 %	314,809 円	▲0.05 ポイント	46,724 人	3.66 %	297,104 円		297,104 円
A方式30歳	48 組合	11,357 円	277,521 円	1,831 円	47 組合	9,526 円	262,703 円	▲0.46 ポイント	262,703 円
	51,817 人	4.09 %	288,878 円	0.46 ポイント	57,764 人	3.63 %	272,229 円		272,229 円
B方式35歳	31 組合	17,299 円	301,573 円	818 円	31 組合	16,481 円	287,864 円	0.01 ポイント	287,864 円
	20,985 人	5.74 %	318,872 円	0.01 ポイント	29,271 人	5.73 %	304,345 円		304,345 円
B方式30歳	28 組合	19,177 円	267,191 円	925 円	27 組合	18,252 円	252,426 円	▲0.05 ポイント	252,426 円
	11,886 人	7.18 %	286,368 円	▲0.05 ポイント	20,358 人	7.23 %	270,678 円		270,678 円
C方式35歳	7 組合		311,719 円		2 組合		328,920 円		328,920 円
	37,128 人		329,238 円		28,237 人		337,745 円		337,745 円
C方式30歳	0 組合		0 円		0 組合		0 円		0 円
	0 人		0 円		0 人		0 円		0 円

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくらか引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ペア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくらか引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくかにするかを要求する方式。



回 答 集 計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

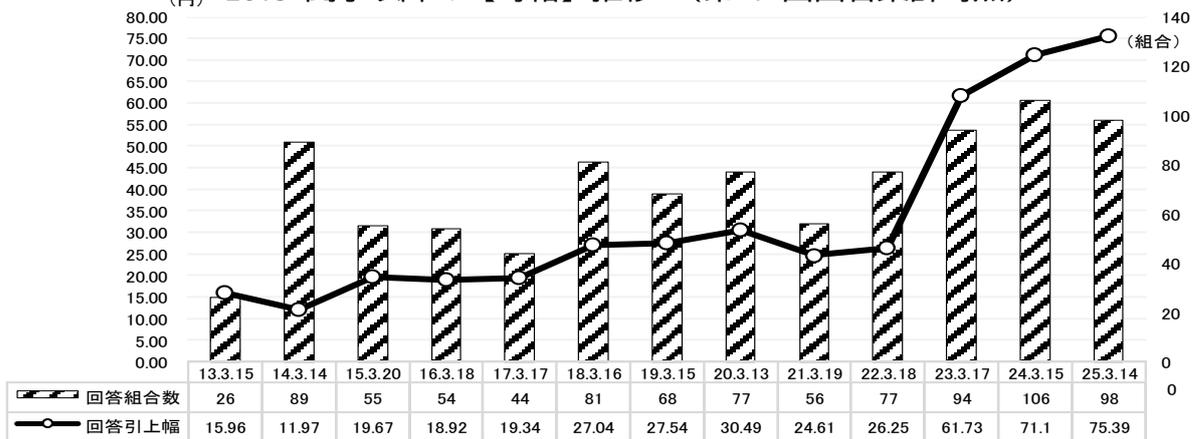
時給	2025回答 (2025年3月14日公表)			昨対比	2024回答 (2024年3月15日公表)				
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)		
単純平均	98 組合	76.75 円 6.40 %	1,275.63 円	1.62 円 ▲ 0.07 ポイント	106 組合	75.13 円 6.47 %	1,239.84 円		
加重平均	505,768 人	75.39 円 6.50 %	1,235.79 円	4.29 円 0.03 ポイント	534,452 人	71.10 円 6.47 %	1,170.13 円		
月給	集計組合数 集計組合員数		賃上げ額	率 (参考値)	昨対比	集計組合数 集計組合員数		賃上げ額	率 (参考値)
	単純平均	15 組合	14,235 円	5.80 %		▲ 699 円	22 組合	14,934 円	6.26 %
加重平均	7,460 人	12,670 円	5.30 %	▲ 2,752 円	10,392 人	15,422 円	6.75 %		

2013以降の第1回回答集計結果の推移

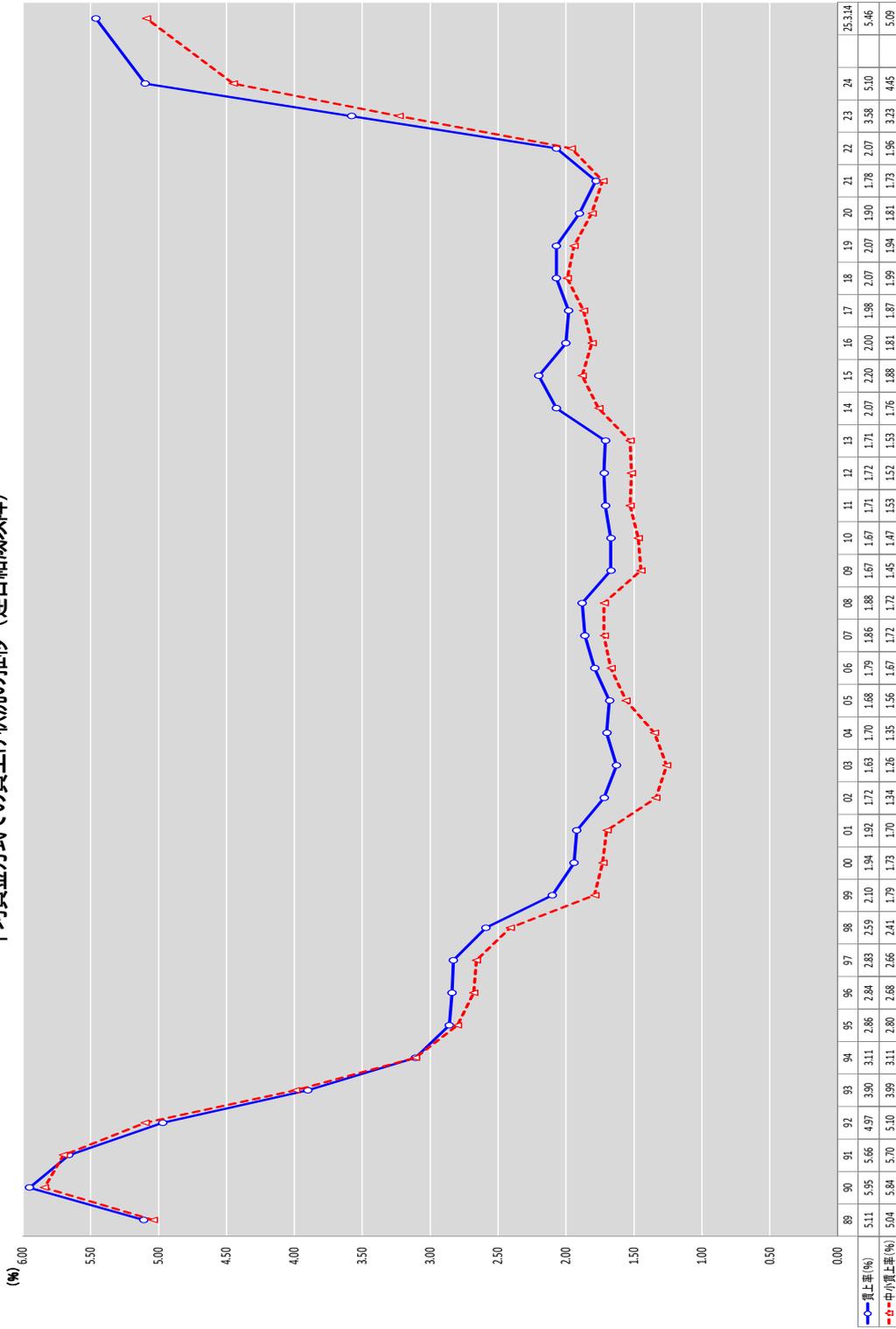


※各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率

有期・短時間・契約等労働者の賃上げ
2013 闘争以降の【時給】推移 (第1回回答集計時点)



平均賃金方式での賃上げ状況の推移（連合結成以降）



(注) 1989～2024年のデータは、すべて6月末時点の最終統計値(平均賃金方式(加重平均)による雇主相当賃上げ率)

